

平成 25 年 12 月定例会 厚生常任委員会記録

平成 25 年 12 月 5 日 (木)

平成 25 年 12 月 17 日 (火)

平成 25 年 12 月 18 日 (水)

平成 25 年 12 月 19 日 (木)

場所：鳥栖市議会 第 2 委員会室

目 次

平成25年12月 5 日 (木)	5 頁
平成25年12月17日 (火)	11頁
平成25年12月18日 (水)	73頁
平成25年12月19日 (木)	103頁

平成 25 年 12 月 定例会 審査日程

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	12 月 5 日 (木)	開会 委員長の互選 副委員長の互選 委員席の指定
第 2 日	12 月 17 日 (火)	審査日程の決定、その他 市民福祉部関係議案審査 議案乙第 35 号、議案乙第 36 号 議案甲第 28 号、議案甲第 29 号、議案甲第 30 号、 議案甲第 31 号、議案甲第 32 号、議案甲第 33 号、 議案甲第 35 号、議案甲第 56 号 <div style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</div>
第 3 日	12 月 18 日 (水)	陳情 陳情第 23 号 <div style="text-align: right;">〔協議〕</div>
第 4 日	12 月 19 日 (木)	議案審査 議案乙第 35 号、議案乙第 36 号 議案甲第 28 号、議案甲第 29 号、議案甲第 30 号、 議案甲第 31 号、議案甲第 32 号、議案甲第 33 号、 議案甲第 35 号、議案甲第 56 号 <div style="text-align: right;">〔総括、採決〕</div> 閉会中の継続審査申し出の件 <div style="text-align: right;">〔採決〕</div> 閉会

12月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成25年12月16日付託]

- | | | |
|---------|------------------------------------|------|
| 議案甲第28号 | 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第29号 | 鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第30号 | 鳥栖市税条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第31号 | 鳥栖市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第32号 | 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第33号 | 鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第35号 | 鳥栖市休日救急医療センター設置条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第56号 | 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について | [可決] |
| 議案乙第35号 | 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算(第5号) | [可決] |
| 議案乙第36号 | 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算(第3号) | [可決] |

[平成25年12月19日 委員会議決]

2 陳情

- 陳情第23号 老人福祉センター施設内における風呂設備等の存続願い、陳情をいたします。
[協議]

3 その他

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 委員長の互選 | [平成25年12月5日 互選] |
| 副委員長の互選 | [平成25年12月5日 互選] |
| 委員席の指定 | [平成25年12月5日 指定] |
| 閉会中の継続審査申し出の件 | [継続審査]
[平成25年12月19日 決定] |

平成25年12月 5 日（木）

1 出席委員氏名

委員長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

なし

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

5 審査日程

委員長の互選

副委員長の互選

委員席の指定

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

年長委員の紹介

武田隆洋議会事務局主査

議会事務局議事係、厚生常任委員会担当書記の武田と申します。よろしくお願いいたします。

選任後最初の委員会でありますので、委員会条例第8条第2項の規定により、年長委員が委員長の内選を行うことになっております。

本日の出席委員中、小石弘和委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。小石議員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

小石弘和委員

ただいま御紹介をいただきました小石でございます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長選出まで委員長の職務を行います。

皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

開会

午後2時50分

開議

小石弘和委員

これより委員会を開会します。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

委員長の内選

小石弘和委員

早速ですが、委員長の内選を行います。

委員長は委員会において内選することになっていきますので、どういう方法で選任したほうがよろしいか、皆さんの御意見を承りたいと存じます。

松隈清之委員

これより、副委員長の互選を行いたいと思います。

副委員長は、委員会において互選することになっております。どういう方法で選任したがるしいか、皆さんの御意見を承りたいと存じます。いかがでしょうか。

松隈清之委員

もし、何もないようであればちょっと休憩をいただきたいと思いますが。

中村圭一委員長

じゃあ休憩いたします。

午後 2 時 54 分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後 2 時 56 分開議

中村圭一委員長

再開をいたします。

選出方法でございますが、どういった方法がよろしいか再度お尋ねをさせていただきます。いかがでしょうか。

古賀和仁委員

選び方いろいろあると思いますけれども、指名推選ということではいかがでございましょうか。お諮りをお願いいたします。

中村圭一委員長

古賀議員から指名推選でという御意見ございましたが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしということで、それでは指名推選という方法で選出をさせていただきたいと思いますが、どなたか推選される方いらっしゃれば挙手をお願いしたいと思います。

古賀和仁委員

松隈清之委員を指名推選をしてお願いをしたいと思います。

ほかにどなたかいらっしゃればですね……。いなければ、松隈清之議員をお願いしたいと思いますがどうかでしょうか。

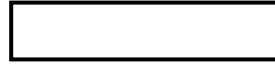
中村圭一委員長

古賀議員から松隈清之議員ということで、推選がございましたが御異議ございませんか。

厚生常任委員会席表

中村圭一委員長

○



小石弘和委員 ○

尼寺省悟委員 ○

古賀和仁委員 ○

○ 松隈清之副委員長

○ 飛松妙子委員

○ 伊藤克也委員



平成25年12月17日（火）

1 出席委員氏名

委員長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 石橋 沢預

〃 課長補佐兼地域づくり係長 大石 泰之

〃 課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 青木 博美

〃 課長補佐兼男女参画国際交流係長 村山 一成

市民課長 塚本 静一

〃 課長補佐兼整備係長 徳淵 悦子

〃 市民係長 佐々木利博

市民福祉部次長兼国保年金課長 内田 幸男

〃 課長補佐兼健康保険係長 吉田 秀利

〃 課長補佐兼年金保険係長 松隈 恵二

市民福祉部次長兼税務課長 久保 昭夫

〃 管理収納係長 有馬 秀雄

〃 市民税係長 久保 雅稔

〃 課長補佐兼固定資産税係長 平塚 俊範

社会福祉課長 古賀 達也

社会福祉課参事 松隈 義和

〃 地域福祉係長 高松 隆次

〃 課長補佐兼高齢者福祉係長 吉田 忠典

〃 障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 緒方 守

〃 保 護 係 長	高尾 一彦
市民福祉部次長兼こども育成課長	木下 博亮
鳥 栖 い づ み 園 長	西村 洋子
こども育成課子育て支援係長	山本 英規
市民福祉部次長兼健康増進課長	井邊 正文
〃 健康増進課参事兼課長補佐	坂井 浩子
〃 保 康 予 防 係 長	白山 淳子
〃 健 康 づ く り 係 長	名和 麻美

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

5 審査日程

市民福祉部関係議案審査

議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）

議案乙第36号 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案甲第28号 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

議案甲第29号 鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第30号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第31号 鳥栖市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例

議案甲第32号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案甲第33号 鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案甲第35号 鳥栖市休日救急医療センター設置条例の一部を改正する条例

議案甲第56号 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

中村圭一委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りをさせていただきます。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程（案）を配付をさせていただいております。

付託議案につきまして 10 件でございます。また、陳情が 1 件送付されております。本件は、18 日の最後に協議を行いたいと思います。

審査日程につきましては、本日 17 日に市民福祉部の議案乙第 35 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）を行い、18 日は残りの乙議案 1 件、甲議案 8 件の審査及び陳情の協議を行い、19 日は現地視察、総括及び採決ということでお願いしたいと思っております。

あと、現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから御説明を申し上げます。

審査日程については、以上のおり決したいと思いますが、よろしいでしょうか、委員の皆様。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

あとですね、内容次第で早く終わる場合にはその都度、その場で委員の皆様、そして執行部の皆様に御相談申し上げて、繰り上げて審査することもありうるということだけお含みおきをいただきたいと思いますが、いずれにしろ御相談申し上げながら進めていきたいと思っております。

そこまで含めて、このとおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

はい、異議なしということで認めさせていただきます。よって委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しさせていただきます。

続きまして、副委員長から現地視察等について御説明をお願いを申し上げます。

松隈清之副委員長

現地視察につきましては、お手元の日程（案）についても特に入れておりませんが、正副委員長、あるいは執行部のほうから特段の現地の場所ということは協議の中でなかったので、委員の皆様から御希望があれば調整をしたいと思いますが、皆様の中で現地視察を（「今ですか」と呼ぶ者あり）日程的に、まあ今日中ぐらいであれば、調整が……。委員会終了までであれば調整できると思っております。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

はい、きょうの委員会終了までに私のほうまで希望の箇所があれば、教えていただくようお願いしたいと思います。

私からは以上です。

中村圭一委員長

副委員長ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から現地の希望があれば、出させていただくということで調整をさせていただきますたいと思いますが。もう一つ、事前に正副委員長の中で話をしていたのは、委員会構成も新しくなりまして、この委員会の中で国保という部分も扱うということで国保の概要についての勉強会というのも一つ、時間を取ってできればいいのかなという相談を申し上げておりましたので、そこのところも含めて現地と合わせて調整をさせていただきますたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、休憩をさせていただきます。

午前 10 時 4 分休憩



午前 10 時 5 分開議

中村圭一委員長

再開をいたします。



職員の自己紹介（市民福祉部）

中村圭一委員長

審査に入ります前に、委員会構成の後、初の委員会となりますので職員の皆様の自己紹介をよろしくお願いいたします。

青木博美市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長

おはようございます。

市民協働推進課長補佐兼市民協働係長の青木と申します。よろしくお願いいたします。

松隈恵二国保年金課長補佐兼年金保険係長

おはようございます。

国保年金課長補佐兼年金保険係長の松隈と申します。よろしくお願いいたします。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

おはようございます。

国保年金課長補佐兼健康保険係長の吉田といたします。よろしく申し上げます。

村山一成市民協働推進課長補佐兼男女参画国際交流係長

おはようございます。

市民協働推進課長補佐兼男女参画国際交流係長の村山と申します。よろしくお願ひいたします。

大石泰之市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

おはようございます。

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長の大石と申します。どうぞよろしく申し上げます。

佐々木利博市民課市民係長

おはようございます。

市民課市民係長の佐々木と申します。よろしく申し上げます。

徳淵悦子市民課長補佐兼整備係長

おはようございます。

市民課長補佐兼整備係長の徳淵と申します。よろしくお願ひいたします。

久保雅稔税務課市民税係長

おはようございます。

税務課市民税係長、久保と申します。よろしく申し上げます。

有馬秀雄税務課管理収納係長

おはようございます。

税務課管理収納係長の有馬です。よろしく申し上げます。

平塚俊範税務課長補佐兼固定資産税係長

おはようございます。

税務課長補佐兼固定資産税係長の平塚です。よろしく申し上げます。

山本英規こども育成課子育て支援係長

おはようございます。

こども育成課子育て支援係長の山本です。よろしくお願ひいたします。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

おはようございます。

社会福祉課障害者福祉係長の緒方と申します。よろしく申し上げます。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

おはようございます。

社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長の吉田といたします。よろしくお願いいたします。

坂井浩子健康増進課参事兼課長補佐

おはようございます。

健康増進課参事兼課長補佐の坂井でございます。よろしくお願いいたします。

松隈義和社会福祉課参事

おはようございます。

社会福祉課参事、松隈です。よろしくお願いいたします。

高尾一彦社会福祉課保護係長

おはようございます。

社会福祉課保護係長の高尾です。よろしくお願いいたします。

高松隆次社会福祉課地域福祉係長

おはようございます。

社会福祉課地域福祉係長の高松と申します。よろしくお願いいたします。

名和麻美健康増進課健康づくり係長

おはようございます。

健康増進課健康づくり係長の名和と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

白山淳子健康増進課保康予防係長

おはようございます。

健康増進課保康予防係長の白山と申します。よろしくお願いいたします。

中村圭一委員長

はい、ありがとうございました。

なお、議案に関係のない課の職員の皆様は御退席いただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

準備のため、暫時休憩させていただきます。

午前 10 時 9 分休憩



午前 10 時 9 分開議

中村圭一委員長

再開をいたします。

これより、市民福祉部関係議案の審査を行います。

市民福祉部関係の議案は、議案乙第 35 号、議案乙第 36 号、議案甲第 28 号から議案甲第 33 号、議案甲第 35 号及び、議案甲第 56 号の 10 件でございます。



市民福祉部

議案乙第 35 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）

中村圭一委員長

それでは、議案乙第 35 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）を議題としていたします。

執行部の説明を求めます。

篠原久子市民福祉部長

今議会における市民福祉部関係の議案といたしましては、甲議案 8 件、乙議案 2 件、計 10 件御提案いたしております。

まず、議案乙第 35 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、市民福祉部関係といたしましては、歳入 4 億 1,746 万 4,000 円。歳出 6,986 万 1,000 円となっております。

歳入につきましては、市民税、市たばこ税の額の補正、障害者自立支援給付費等に係る国・県負担金の額の補正、身近なユニバーサルデザイン推進事業及び安心こども基金事業に係る県補助金の補正を行うものでございます。

歳出につきましては、市民福祉部全体としては、人事異動等による人件費について補正を行うものでございます。

また、各町区公民館のトイレ洋式化工事に対する補助、障害者福祉サービスの利用に伴う障害者自立支援給付費等、子ども・子育て支援新制度システム導入に要する経費等について補正を行うものでございます。

これらを既決の予算と合わせますと、市民福祉部関係の歳出予算総額は 97 億 5,220 万円となり、一般会計予算に占める割合は 41.6%となります。

次に、議案乙第 36 号 平成 25 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については、歳入歳出とも 1 億 2,370 万 1,000 円となっております……。済みません。全部言ってしまうんですけど、済みません。

歳入については国民健康保険税、並びに療養給付費に係る国・県の負担金及び交付金の補正が主なものでございます。

歳出の主なものは、一般被保険者高額療養費、平成 24 年度国庫負担金等返還金でございます。

次に、甲議案につきましては、平成 26 年 4 月 1 日から消費税が 5 %から 8 %に引き上げられることに伴うもの、法律の一部改正に伴うものなどであります。

以上、議案の概要について御説明いたしました但、詳細につきましては関係課長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

中村圭一委員長

ありがとうございました。

それでは、久保次長。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

議案乙第 35 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、市民福祉部関係の説明をさせていただきます。

まず、歳入のほうから説明をさせていただきます。

厚生常任委員会の資料に基づいて、説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

款 1. 市税、項 1. 市民税、目 2. 法人、節 1. 現年課税分 3 億円をお願いいたしております。

これは、法人税割の調定見込み増によるものでございますけれども、法人税率が 15%引き下げられましたので、当初予算ではこの 15%を減額したところで見込んでおりましたけれども、アベノミクスにより円安効果による輸出企業の大幅な増益及び国内景気回復に伴い、当初予算の見込みを上回る調定見込み額の増によりまして 3 億円の追加補正をお願いするものでございます。

次に、項 4. 市たばこ税、目 1. 市たばこ税、節 1. 現年課税分でございますが 5,000 万円の補正をお願いしております。

これは、市たばこ税の調定見込み増に伴うものでございます。たばこ税の現況によりまして、過去 5 年間の平均では約 7 %ほど減少しているところでございますけれども東日本大震災以降、たばこに癒しを求める方も出てあるということで、減少幅に歯止めがかかっており

まして、申告実績に基づきまして5,000万円の追加補正をお願いしているところでございます。

特に鳥栖・三養基地域では、市たばこ税そのもの自体は全体的に下がっておるんですが、鳥栖市はコンビニの関係もございまして、たばこの売り上げ本数がふえている状況にございます。

以上でございます。

古賀達也社会福祉課長

その下でございます。

款15. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金、節1. 社会福祉費国庫負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費負担金の歳出の見込み額に伴う補正でございます。これにつきましては、国の補助率は2分の1となっております。

その下でございます。

項2. 国庫補助金、目1. 民生費国庫補助金、節1. 社会福祉費国庫補助金につきましては、障害程度認定等事務費補助金でございます。こちらにつきましても、認定事務に要する経費の歳出見込み額に伴う補正でございます。国の補助率は2分の1となっております。

次に、2ページ目をお願いいたします。

款16. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 民生費県負担金、節1. 社会福祉費県負担金につきましては、先ほど国庫支出金で申し上げましたと同様に、障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費負担金の歳出に伴う額でございまして、県の補助率は4分の1となっております。

石橋沢預市民協働推進課長

次に、款16. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金、節1. 総務管理費県補助金の身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）推進事業補助金160万円につきましては、佐賀県が行うトイレ洋式化推進事業を活用した助成事業の事業費総額160万円に対する県補助金でございます。

きょう、手元にお配りしております厚生常任委員会参考資料、こちらの3ページをごらんください。

この事業は不特定多数の県民が利用する民間施設及び公共施設を対象に和式トイレを洋式トイレに変更、または洋式トイレを増設するための経費の一部を助成するものでございます。補助の対象となります施設につきましては、この3ページの下の方のほうをごらんください。

このうち自治公民館につきましては、補助申請の窓口が市町となっております、市町の予算を通した間接補助となるため、今年度補助申請を要望する4町区分の補助申請予定額に対する県の補助額160万円を計上しております。

県の事業期間は、平成25年度から27年度までの3年間となっております。

今年度、助成事業の詳細につきましては、後ほど歳出のほうで御説明をいたします。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

こども育成課でございます。その下になります。

事業の詳しい説明につきましては、歳出のほうでさせていただきますので、歳入では項目のみ申し上げます。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目2. 民生費県補助金、節2. 児童福祉費県補助金につきましては、安心こども基金事業補助金に増額補正をお願いするものでございます。県の負担割合は10割となっております。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

石橋沢預市民協働推進課長

続いて、歳出の説明に入らせていただきます。3ページをごらんください。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目11. まちづくり推進センター費について御説明いたします。

節11の光熱水費90万円につきましては、10月に旭まちづくり推進センターの旧老人福祉センター部分のトイレ内給水配管の劣化破損によります水漏れ事故が発生したため、工事費120万円のうち現計の工事予算残で足りない分を光熱水費から流用して、緊急の修繕工事を行いました。この流用分をまちづくり推進センターの管理運営費に必要な光熱水費の不足額として上げております。

同じく、修繕料の80万円につきましては、各センターの照明器具、空調設備、水道配管等の早急に対応すべき修繕に要する経費でございます。

節13. 委託料の施設管理運営委託料60万円につきましては、まちづくり推進センター敷地内の樹木の枝が、隣の民家の屋根に届くほど伸びているものがあり、高木剪定を行うための委託料でございます。

節19. 負担金補助及び交付金のトイレ洋式化推進事業補助金160万円につきましては、先ほど歳入の県補助金で御説明いたしましたけれども、県が行うトイレ洋式化推進事業を活用して今年度、京町、田代外町住宅区、桜町、競馬場団地の4町区が実施する、自治公民館のトイレの洋式化等の工事費の一部を助成するために要する経費でございます。1スペース当たりの補助額は、便器取りかえは20万円。便器取りかえ及びスペース改修は40万円。洋式

トイレの増設が 60 万円となっており、今回は、便器取りかえが 1 カ所、便器取りかえ及びスペース改修が 2 カ所、洋式トイレの増設が 1 カ所となっております。

同じく、節 19 の公民館類似施設整備補助金 47 万円につきましては、鳥栖市公民館類似施設補助金交付規則に基づき、姫方町公民館の改修に要する経費の一部を助成するものでございます。補助額は、建物外部塗装工事総事業費 238 万 4,000 円の 10 分の 2 に相当する額となっております。

以上、まちづくり推進センター費で 437 万円の補正をお願いしております。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

続きまして、その下段になります。

款 2. 総務費、項 2. 徴税費、目 1. 税務総務費、節 2. 給料、節 3. 職員手当等、節 4. 共済費につきましては、税務課職員 30 名のうち 28 名分の人事異動及び給与減額に伴う補正でございます。

内訳といたしまして、給料では人事異動に伴う額が 260 万 4,000 円。給与減額に伴う部分が 442 万 9,000 円となっており、節 3. 職員手当等では人事異動に伴うものが 134 万 8,000 円の減額。給与減額につきましては 5 万 4,000 円の減額。また、節 4. 共済費に関しましては、人事異動に伴うものが 290 万 6,000 円の減額。給与減額につきましては 85 万 7,000 円の減額となっております。この給料、職員手当等、共済費の合計額として 1,219 万 8,000 円の減額となっております。

以上でございます。

塚本静一市民課長

その下段でございまして、項 3. 戸籍住民基本台帳費、目 1. 戸籍住民基本台帳費について説明します。

節 2. 給料から節 4. 共済費について、市民課職員 18 名分の人事異動及び給与減額の補正をお願いしております。

このうち、節 2. 給料につきましては人事異動に伴うものが 553 万 5,000 円、給与減額がマイナス 224 万円であります。合計では 329 万 5,000 円の増額補正をお願いしております。

以上です。

古賀達也社会福祉課長

次の 4 ページをお願いいたします。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 1. 社会福祉総務費について申し上げます。

節 1. 報酬につきましては、民生委員推薦会委員報酬の補正であります。これまで 2 回開催しておりまして、まだ民生委員・児童委員等に欠員がございますので、各町区等から推薦

がありましたら開催したいと考えておりますために今回補正をお願いしているものでございます。

次に、節 2. 給料から節 4. 共済費までは市民福祉部長、社会福祉課、こども育成課の両課長及び社会福祉課のうち生活保護関係を除く 16 名分、広域圏組合への派遣職員 9 名分、こども育成課のうち児童手当の職員を除く 5 名分、合計 33 名分の人件費の補正でございます。

内訳といたしましては、給料は異動分 277 万 2,000 円の増額、減額分 620 万 9,000 円の減額で、合わせまして 343 万 7,000 円の減額の補正であります。

職員手当等は、異動分 88 万 4,000 円の減額、減額分で 20 万 4,000 円の減額で、合わせまして 108 万 8,000 円減額の補正であります。

共済費は、異動分 173 万 6,000 円の減額、減額分 126 万 7,000 円の減額で、合わせまして 300 万 3,000 円減額の補正であります。

次に、節 28. 繰出金でございますが、国民健康保険特別会計繰出金でございますが、国保年金課職員 5 名、税務課職員 2 名分の人件費の事務費分の減額等でございます。

次に、目 2. 障害者福祉費について主なものを申し上げます。

節 12. 役務費、節 13. 委託料につきましては、歳出の見込みに伴う障害程度区分認定調査などの補正でございます。

次に、節 19. 負担金補助及び交付金につきましては、障害者自動車改造費補助金、障害者自動車運転免許取得事業補助金の利用者の増の見込みによる補正でございます。

次に、節 20. 扶助費でございますが、こちらにつきましては歳入で申し上げました障害者自立支援給付、それから障害児施設給付の年間推計見込み額の不足額を補正をお願いしているところでございます。障害者自立支援給付費につきましては、生活介護の増加、就労継続支援事業所への通所者等が増加したことなどによるものであります。障害児施設給付費につきましては、放課後等デイサービス利用の増加などによるものでございます。

次に、節 23. 償還金利子及び割引料につきましては、これは平成 24 年度分の主なものといたしまして、障害児施設措置費負担金の国・県負担金及び障害者自立支援医療費の国・県負担金等の確定に伴います返還金でございます。

その下になります。

目 3. 老人福祉費、節 1. 報酬につきましては、老人ホーム入所判定委員報酬の補正でございます。老人ホーム入所措置の判定の場合には、委員会に諮って決定しておりますけれども、これまで 3 回開催しておりますが、現在数名の相談が予定されていることから委員報酬の補正をお願いするものでございます。

次に、5 ページをお願いいたします。

目 4. 老人福祉センター費、節 11. 需用費につきましては、高齢者福祉施設の燃料費の補正でございまして、単価の値上がり及び今夏の猛暑による使用料の増加などに伴う補正でございまして。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

目 6. 後期高齢者医療費の節 2. 給料、節 3. 職員手当、節 4. 共済費は、佐賀県後期高齢者医療広域連合に派遣している職員 1 名分の人件費の計 48 万 2,000 円の減額補正でございまして。

補正の内訳は、異動に伴うものが 1 万 4,000 円の増、給与減額に伴うものが 49 万 6,000 円となっております。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

その下でございまして。

款 3. 民生費、項 2. 児童福祉費、目 1. 児童福祉総務費、節 13. 委託料につきましては、システム導入委託料として増額補正をお願いしております。

これにつきましては、平成 27 年度より実施予定の子ども・子育て支援新制度に対応するためのシステム導入が必要となるためでございまして。事業内容としましては、施設型／地域型保育給付交付金管理、支給認定状況データ管理、特定教育・保育施設等データ管理、認可・業務管理体制データ管理の機能を有するシステムに改修するものでございまして。

お手元の厚生常任委員会参考資料の 7 ページに新制度に係るシステム概要を。また、8 ページのほうには、導入スケジュールについて資料添付をしております。

次に、委員会資料の 7 ページをお願いいたします。繰越明許費についてでございまして。

当該事業の財源である県の安心こども基金、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業の実施期限が平成 26 年 3 月 31 日であるため、システム導入は平成 26 年度事業ではございまして、平成 25 年度中に事業着手することにより平成 26 年度へ委託料を繰り越すものでございまして。

次に、資料の 5 ページに戻ります。

款 3. 民生費、項 2. 児童福祉費、目 2. 保育園費、節 2. 給料から節 4. 共済費までにつきましては、保育士 43 名分の人件費の補正であります。

内訳といたしまして、給料は異動分 486 万 3,000 円の減額、減額分 699 万 2,000 円の減額で、合わせまして 1,185 万 5,000 円の減額補正であります。

共済費の異動分は 422 万 3,000 円、減額分 175 万 9,000 円の減額で、合わせて 598 万 2,000 円の減額補正であります。

その下、目 4. 児童手当費、節 2. 給料につきましては、児童手当に従事する職員 1 名分

の person 費の補正であります。

内訳といたしましては、給料は異動分 66 万 3,000 円、減額分 7 万円の減額で、合わせて 73 万 3,000 円の減額補正であります。

共済費は異動分 31 万 6,000 円、減額分 1 万 2,000 円、合わせて 32 万 8,000 円の減額の補正でございます。

以上でございます。

古賀達也社会福祉課長

次に、6 ページをお願いいたします。

項 3. 生活保護費、目 1. 生活保護総務費、節 2. 給料から節 4. 共済費までにつきましては、社会福祉課保護係 5 名分の person 費の補正でございます。

内訳といたしましては、給料は異動分 65 万 1,000 円の増額、減額分 117 万円の減額で、合わせて 51 万 9,000 円の減額の補正でございます。

職員手当等は、異動分のみで 18 万円の増額の補正でございます。

共済費は異動分 20 万円の減額、減額分が 25 万 1,000 円の減額で、合わせて 45 万 1,000 円の減額の補正でございます。

次に、節 23. 償還金利息及び割引料につきましては、平成 24 年度生活保護費の国庫負担金等の確定に伴い返還するものでございます。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

項 4. 国民年金取扱費、目 1. 国民年金費の節 2. 給料、節 3. 職員手当、節 4. 共済費は、国保年金課の保険年金係 3 名の person 費の計 129 万 2,000 円の減額補正でございます。

補正の内訳は、異動に伴うものが 39 万 4,000 円の減、給与減額に伴うものが 89 万 8,000 円となっております。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

健康増進課でございます。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 1. 保健衛生総務費について御説明申し上げます。

節 2、3、4 につきましては、健康増進課 15 名及び国保年金課 5 名分の person 費関係の補正でございます。

まず、節 2. 給料につきましては、人事異動に伴う増額分が 439 万 2,000 円でございますが、これは二十歳代の職員 2 名が四十歳代の職員 2 名に異動したためでございます。これと給与減額分の 419 万 3,000 円と差し引きしまして、19 万 9,000 円の増額補正をお願いしております。

節 3. 職員手当等は、人事異動に伴う増額が 230 万 3,000 円、給与減額分が 15 万 1,000

円で、差し引き 215 万 2,000 円の増額補正をお願いしております。

また、節 4. 共済費は、人事異動に伴う減額が 13 万 7,000 円、給与減額分が 85 万 9,000 円で、計 99 万 6,000 円の減額補正をお願いしております。

以上をもちまして、議案乙第 35 号 平成 25 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 5 号）の説明を終わります。

中村圭一委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

2 点お尋ねします、1 ページですね。

市税、3 億円補正となっております。この理由として、法人税率が 15%引き下げられるということで、当初減額したけれども、アベノミクス——景気が回復したからと。そういう説明がなされたわけですが、これ市税そのものが、平成 24 年度と平成 25 年度と比べてみると 4 億 5,000 万円ほどふえているわけですね、市税全体として。

これ 8 ページ、平成 25 年度 12 月補正予算概要というところで、8 ページのところまで 4 億 5,000 万円。

それで、この傾向というのは最終的に、12 月補正の段階で全体として 4 億 5,000 万円ふえているということで、最終的に、前年度比べてみて 4 億 5,000 万円ふえるというふうに考えていいのかと、そういう質問です。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

法人市民税に関してですけれども、平成 23 年 12 月に実効税率の引き下げということで 15%の税率引き下げになっております。

税率といたしまして、法人税の税率が 30%から 25.5%になってるわけでございますが、法人市民税は、法人税額によって算定していくことになっております。ですから、先ほど御指摘ございました 3 億円増の補正に関してでございますが、この分に関して 9 月末現在の調定見込みということで、今回補正を上げさせていただいているわけでございますが、12 月決算の会社、または 2 月決算の会社でございますもんですから、その景気の動向によっては増額の可能性としてはございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

私が言ってる質問とちょっと違うんですけどね。

そういう事でなくて、12 月の段階で 4 億 5,000 万円ふえているんだから、最終的、決算と

して前年度比べて4億5,000万円ふえるというふうに考えていいのかという、そういう質問です。

先のことはわからんと言われるかもしれませんが、大体例年の傾向というのはわかってあるはずであるし、普通3月の補正の段階から最終決算というのは、かなり収収ふえてくるんですよ。

だから、例年の傾向というのはわかるはずだから、12月の段階でこれだけふえてるんだから、最終決算としてもそれぐらいふえるというふうに考えていいんでしょうかと、そういう質問です。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

今回、3億5,000万円の市税の補正をさせていただいておりますけれども（「3億円」と呼ぶ者あり）法人市民税の分と、市たばこ税の分を合わせまして3億5,000万円補正をさせていただいておりますが、最終決算見込みの御質問かと思いますが3億5,000万円相当分については、当然全体的にはふえてくるのじゃないかというふうには想定はいたしております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

3億円ですね。3億5,000万円じゃなくて3億円ですね。

3億円ふえてるんだから、その分はふえると、ふえるだろうということですね。はい、わかりました。

もう1点、下のたばこ税ですけれども、たばこ税がふえてると。過去5年間減ってきたけれども、減少幅に歯止めがかかって売り上げふえてるということで、これ収収がふえるということはいいんですが、健康面から考えると、ちょっとこれは問題だと私は思うんですが、その理由として、何か震災のことと関連して言われたわけですね。

だから、どうして売り上げの減少に歯止めがかかってふえているのか、その辺はどんなふうに税務課として捉えているのか、そういう質問です。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

私どものほうで、せんだってたばこ産業のほうから、雑談でございましたけれども話しをお伺いした時に、要は健康増進法の絡みの中でたばこを吸う場所もかなり限定されてきているという意味で、毎年たばこを吸う方々が減少してきているというのは、実態としてあるわけでございますけれども。

ただ、東日本大震災の中で、やはり癒しを求める心というのが非常に強くなってきているところで、たばこの減少に歯止めがかかっているというような話をちょっと聞いたところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

健康増進課長さんがおられるんでちょっとお尋ね。癒しですね、直接鳥栖市と関係ないと思うんですが、ふえてることについて健康面からどのような思いますか。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

やはり肺がん等ふえて、医療費の増額につながっていくと思いますので収入がふえることはよろしいかと思うんですけど、やっぱりそれに対する医療費等がふえるのは危惧するところでございます。

尼寺省悟委員

はい、いいです。わかりました。

中村圭一委員長

ちなみに、たばこ税の平成 24 年度決算額、幾らだったですかね。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

平成 24 年度の決算額は 6 億 1,607 万 7,504 円でございます。

中村圭一委員長

委員の皆さん、ほかに何かございませんか。何か、御質問。

古賀和仁委員

1 ページなんですけれども、障害者自立支援給付並びに施設措置費、それと認定分ですね。

それぞれあるんですけど、これ国の法律が今年度変わって、障害者総合支援法というのができてるといふふうに聞いているんですけども、これに伴う基本的な考え方というがどういふふうに変ったのか、まず、このところから説明をお願いします。

古賀達也社会福祉課長

古賀委員の御質問にお答えいたします。

いわゆる障害者の総合支援法と言われるものにつきましては、基本的に、これまで障害者自立支援法と申しておりましたけれども、また題名も障害者総合……、略称ではございますけれども総合支援法ということで、個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことを支援する、総合的に支援する。

それから障害者・障害児の福祉の増進とともに、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会づくりを進めるというものが障害者総合支援法の目指すところでございます。

そういう観点で、幾つかの見直しがなされているところではございますけれども、今回、甲議案でも審査をお願いしておりますけれども、これまで障害程度の区分というものを今回、

障害支援の区分という名称変更等もその一例ではございますけれども、そういった観点での改正が行われているところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

その中で、障害程度区分認定等事務費補助金ですけれども、これについては、国の法律とどのような関連があるのか説明をお願いいたします。

古賀達也社会福祉課長

今回の法律改正とは、基本的には関係ないところでございます。

障害者のサービスを受けるに当たりましては、障害者手帳とは別に、障害程度の認定の区分を受けているところでございまして、それにつきまして、その認定に要する、調査等に要する経費が決算見込みで不足する部分を今回、補正をお願いするものでございまして、それに伴いまして国の国庫補助金につきましても補正をお願いしているところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

認定をするということですが、機関はどういうふうになってるんですか。どういうところに委託をされてるんですか。

古賀達也社会福祉課長

まず、調査等の委託、歳出のほうで今回調査……。申しわけございません。

資料の4ページでございますけれども、目2. 障害者福祉費、節13の委託料11万9,000円でございますけれども、こちらの調査委託につきましては、障害者の相談業務等を行っておられます事業所のほうにお願いをしております、キャッチとか若楠さんとか、あとインフィニティさんというところに調査の委託をお願いしているところでございます。

また、認定につきましては、甲議案のほうでも規約の御審議をお願いしておりますけれども、1市3町、鳥栖市、みやき町、基山町、上峰町で構成しております障害者程度認定審査会を設けておりまして、そちらのほうで申請、認定を行っているところでございます。

こちらにつきましては、委員定数としては20名おりますけれども、認定に当たりましては、大体月2回程度行っております、1回当たり委員さん約4名で認定の事務を行っているところでございます。その審査会の審査に当たりまして、いろんなサービスの状況や対象者の生活状況、行動等の調査を委託料として調査をお願いしているところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

1点だけお尋ねしたいんですけれども、その認定というのは当然申請をするということに

なると思うんですけど、その申請をする場合は代理人がするのか、それとも本人がするのかですね、その辺。

古賀達也社会福祉課長

基本的には本人で、もしくは家族の方が認定の申請をなされるというふうに聞いております。

古賀和仁委員

申請をしてからどのくらいの日数がかかるのか。まあ、半年なのか1年なのか。

古賀達也社会福祉課長

先ほど、認定審査会を大体月2回と申し上げましたけれども、調査に要する時間等もございましたけれども、調査を行いまして、審査会を月2回行っておりますので、大体1カ月ぐらいで認定は可能かというふうに思っております。

以上でございます。

中村圭一委員長

ほかにございませんか。

この際ですので、何でも結構ですよ。

伊藤克也委員

新人の伊藤でございます。わからないことばかりなんで、いろいろと御指導いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、おそらく簡単な質問だと思いますが、お答えいただければというふうに思っています。

資料の3ページ。

公民館類似施設整備補助金につきまして47万円という金額が書かれております。御説明にありましたとおり、二百数十万円に対する10分の2の補助ということで御説明があったというふうに思いますが、その10分の2というのは何か根拠があるのでしょうか。

御説明をいただければというふうに思っております。

石橋沢預市民協働推進課長

根拠は公民館類似施設整備補助金交付規則というのがございまして、これに基づいて補助を行っております。

新築、増築の場合は500万円が限度額になっておりまして、工事費の10分の3を補助するようにしております。

それから、改修等の場合につきましては、限度額が100万円になりますけれども、工事費の10分の2を補助するということになっております。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

鳥栖市の条例でそういうふうになっているということによろしいでしょうか。

石橋沢預市民協働推進課長

はい、規則で決まっているということでございます。

伊藤克也委員

ありがとうございました。

中村圭一委員長

その他委員の皆様、御質問どうぞ。

松隈清之委員

誰もつつまさないんで、この委員会資料の単位、全部千円になってるんですけど、すごい、このまま行くと韓国の国家予算ぐらいの予算になりますよね、鳥栖市の予算が。これ円ですよね単位。(発言する者あり)

中村圭一委員長

説明のところが円で、左側が千円という理解でお願いしたいと思います。

松隈清之委員

それから、説明資料の5ページ。

システム導入委託料、児童福祉総務費、先ほど参考資料の御説明がさらっとあったんですが、子ども・子育て支援新制度。

せっかく資料あるんで、少し御説明をしていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんでお願いします。

中村圭一委員長

木下次長お願いします。

木下博亮市民福祉部次長兼子ども育成課長

それでは、松隈議員の質問にお答えいたします。

子ども・子育て関連3法ということが平成24年の8月に決定されまして、厚生常任委員会参考資料の中で4ページから6ページに、子ども・子育て新制度の取り組みについて御説明しております。

まず、6ページの子ども・子育て関連3本についてでございますが、まず1点目、子ども・子育て支援法。そして2点目、認定こども園法の一部を改正する法律。3点目、関係法律の整備等に関する法律。これは、児童福祉法等の改正も含んでおります。

この3法の趣旨としまして、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本

的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域での子ども・子育て支援を総合的に推進するものでございます。

まず1の子ども・子育て支援法につきまして、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を確保するため、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である施設型給付を創設し、財政支援を一本化することといたします。また、新たに小規模保育、家庭的保育への給付として地域型保育給付を創設します。さらに、給付の創設に合わせて従来認可制度の改善を行い、透明性の高い仕組みとすることで、保育需要の増大等に機動的に対応することとします。

2番目の認定こども園法の一部を改正する法律でございますが、2006年に創設されました認定こども園制度が学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所という2つの制度を前提にしていたため、認可や指導監督等に関する二重行政の課題が指摘されておりました。今回の改正により、新たに幼保連携型認定こども園を認可施設とし、法的位置づけを単一とすることで、二重行政の課題の解消を図っております。

また、3番目の関係法律の整備等に関する法律でございますが、関係法律を整備することで、地域の子ども・子育て支援の充実を図ります。保育が必要な子供のいる家庭でなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、地域子ども・子育て支援事業として法律上に位置づけ、財政支援を強化してその拡充を図るものです。

支援計画の内容につきましては、委員会参考資料の4ページから5ページにそのメニューが記載されております。新制度は、これらの取り組みにより、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、子育てがしやすい社会を実現するものとしております。

それから、参考資料の7ページと9ページをお願いいたします。

鳥栖市においての子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールをここに示しております。今月の3日に鳥栖市子ども・子育て会議を立ち上げました。現在、就学前児童の保護者1,200名、小学生の保護者300名を対象にニーズ調査を行っている最中でございます。

その調査結果を集計、分析した上で現在の鳥栖市の子育て状況を鑑み、子ども・子育て会議の中で、現状把握、課題整理をしていただき、今後の市に必要な事業計画の策定案の方向性を出していただくものです。

平成26年度に入りましたら、事業計画骨子案を検討し、策定を行い、パブリックコメントを行った後、平成27年度から事業実施に臨むスケジュールとなっております。

9ページに示しておりますが、合わせまして鳥栖市が示した方向性に基づいて作成した子

ども・子育て新制度に係るシステムの構築を行うこととしております。

以上で説明を終わります。

松隈清之委員

多分すごいボリュームのところをさらっと説明していただいたんだと思いますけれども、これ平成 26 年度に計画立てて、平成 27 年度から事業実施という——平成 27 年度の事業実施というのは新しい子ども・子育て支援制度が平成 27 年度からもうスタートするということですかね。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

はい、平成 27 年度から新制度に変わります、ということです。

松隈清之委員

今、御説明あったいろんなメニュー、あるいは事業があるんですけども、例えば今、幼稚園、保育所……、鳥栖は認定こども園はないですよ。

例えば、今の幼稚園が新しい子ども・子育て関連 3 法の新しい制度の中に移行して行こうとすると、平成 27 年度をめどに、じゃあ平成 26 年度からそういった動きがある可能性とかあっていうのもあるわけですかね。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

今、鳥栖市子ども・子育て会議の中で保育会、幼稚園連合会などの代表者が話し合われて、ニーズ調査を基にしましてどの程度の需要供給のバランスがあるのかというのを、そこで状況判断いたしまして、その中で認定こども園が必要なのか、また、小規模保育所の充実が必要なのか、そういったものを審議していただくこととしております。

松隈清之委員

当然、そのままの施設で新制度に、認定こども園になったりということもあるでしょうし、いろんな状況考えられると思うんですけども、時間的に平成 25 年度ももうそんなに長くないですよ。

平成 27 年度も当然、そういう事業としてスタートするんだったら平成 26 年度の後半ぐらいには、もうある程度見えとかないかんですよ。そうすると実質 1 年ぐらいしかないのかなと思うわけですよ。

もちろん、締め切りがあるわけじゃないんで、スタートはできるかどうかは別として、結構中身的には今ある保育所、あるいは幼稚園というのは、これの根拠法自体は変わってなくて、新たに認定こども園とかの法律ができたというふうに理解していいんですかね。

それとも、そもそも保育所とか幼稚園の根拠法自体が変わったわけではないんでしょう。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

認定こども園法は、もう昔の分は変わりました、今度新たに幼保一体型の認定こども園と
いうことで。

まだ、国は最終決定はしておりませんが、平成 25 年度中にはその方向性は決まら
ず。

松隈清之委員

これまでの保育所とか幼稚園の根拠法は変わってないんですよね。それはそれで、従前の
法律があるわけですよね。

木下博亮市民福祉部次長兼こども育成課長

はい、そのままになっております。

中村圭一委員長

質問、まだありましたが、休憩しましょうかね。

休憩を取りまして、11 時 15 分再開ということですのでよろしくお願いします。

午前 11 時 5 分休憩



午前 11 時 14 分開議

中村圭一委員長

再開をいたします。

質疑を続行いたします。

古賀和仁委員

先ほどの松隈議員の関連で質問をしたいと思います。

子ども・子育て関連 3 法の改正に伴うところで、参考資料の 5 ページなんですけど、「新し
い制度で利用者はどのように施設・事業を利用できますか」というところに「教育・保育を
受けようとする際には、市町村へ申請し、保育の必要性等の認定を受けていただきます。」と
いうことなんですけど、今まで、保育の場合は市のほうに申請をしてそこで、それぞれの園に
割り振りをされていたと思うんですけど。

これに書いてあること見ますと、幼稚園もこのような形の申請方式になるのかどうかです。
まず、この辺をお伺いします。

山本英規こども育成課子育て支援係長

これまで幼稚園については、直接契約という形で園児の保護者が幼稚園に対して直接申し込みという形だったんですけども、新しい制度は幼稚園に入るとしても、一応市の窓口を通して入るという形になります。

以上です。

古賀和仁委員

システムを構築するということなんですけど、当然対象となる子供さんがいらっしやると思います。

どのくらい、この対象になるのか。今後、何年かの間にどのくらい対象になるのか。それからどの部分の情報を集約されるのかお尋ねいたします。

山本英規こども育成課子育て支援係長

人数的には、こども育成課としては正確な数字は、幼稚園ですので把握しておりませんが、こども育成課のほうで所掌してます事務で幼稚園就園奨励費という、幼稚園の保育料の一部を補助するものがございます。その該当する園児数でいくと約 1,300 人から 1,400 人程度となっております。

あと、登録する情報なんですけれども、基本的これまでの直接契約の流れを踏襲する関係上、保育園に通う子供の情報よりも少ない情報で管理しなさいという、管理しようという国の仕様が今、降りて来ているところです。ですから、情報としては保育園に通う子供よりも管理する情報は少なくなります。

以上です。

古賀和仁委員

どのような情報……、例えば、まずお名前、それから住所、そのほか親の収入とか、いろいろあるんですけど、どのあたりまで情報として集約されるのかですね。

山本英規こども育成課子育て支援係長

まず、家族構成ですね。あと、家族の就労状況等がメインになります。

以上です。

古賀和仁委員

それで、まず保育、それから教育を必要としない方についても、情報として集められるのかどうかお尋ねします。

山本英規こども育成課子育て支援係長

申請をされない方の情報については、市では管理いたしません。

以上です。

古賀和仁委員

そうすると、5ページの下から2番目の「保育を必要としない家庭を含む、すべての家庭で多様な子育て支援を利用できるようになります。」ということなんですけど、この部分についてはどういうふうに考えられてるんですかね。

山本英規 子育て支援係長

濟いません、参考資料の6ページのほうをお願いいたします。

下のほうに「子どものための教育・保育給付」の右隣りに「地域子ども・子育て支援事業」というのがございます。こういったサービスメニューも、新しい法律のもと法定化されまして、こういったものを利用していただくという部分で参考資料の5ページの「保育を必要としない家庭を含む、すべての家庭で多様な子育て支援を利用できるようになります。」という部分で広報しております。

以上です。

古賀和仁 委員

教育・保育を受ける方以外の情報としては、集約されないというふうに、受ける方以外は集約されないというふうに考えていいわけですか。

山本英規 子育て支援係長

はい、そのとおりです。

松隈清之 委員

必要としないということがどういうことなのかわからんけど、「保育を必要としない家庭を含む、すべての家庭で多様な子育て支援を利用できるようになります。」ちゅうことは、そういう方の情報もないと、さっき言った新しい地域子育てとか一時預かり事業の案内も何もできんやないかちゅうことでしょう。（「うん。そう、そう」と呼ぶ者あり）

山本英規 子育て支援係長

この参考資料6ページの、子ども・子育て支援事業の中で幾つかは市のほうで、現在サービス事業という形でやっているんですけども、新しい法律ではこれが法定化されます。もう市町村に実施義務が課せられまして、この部分で支援を受けられるようになります、ということとしております。

ただ、議員おっしゃられるように広報については、あらゆる形で広く周知できるように努力したいとは考えております。

以上です。

松隈清之 委員

当然、個人情報になりますんで、慎重に集める必要があるのかもしれないけれども。

きっと、この制度をきちっと活用しようと思うと、全ての情報——内容は別ですよ——ど

ここまで集めるかっていうのは、必要とする方によっては変わってくるのかもしれないですけども、少なくとも全ての子供たちの情報というのは限定的だとしても集めないと多分——こう、漏れなくという言い方をしたら変ですけど——どの子が、どんな子育て支援を受けてるのかっていうことの把握はできないということですね。

把握はできなくても、案内だけすればいいっていうような基本的な考えなのか、子供が保育所なのか、幼稚園なのか、認定こども園なのか、あるいは地域子育て支援事業なのか、どんなサービスを受けてきたかっていう情報というのは、わからないこともあるということですよ。何も集めないで、何も受けてない人に対しては、わからないままずっと過ぎていくということですよ、今の話では。

ただ、情報を集めてない、教育・保育を受けようとしないので、情報も集めないという人に対しては告知だけっていう基本的な考え方でいいですよ。

中村圭一委員長

そういうことですね。

山本英規こども育成課子育て支援係長

そのとおりです。

尼寺省悟委員

今の問題ですけど、5ページのところで「保育を必要としない家庭を含む、すべての家庭で多様な子育て支援を利用できるようになります。」と、この多様な子育て支援の利用ということは、こうした方々でも保育園に入所できると、そういうことも含まれてるわけですか。

山本英規こども育成課子育て支援係長

ここの「すべての家庭で多様な子育て支援」というのは、先ほども言いましたように参考資料6ページの右側の地域子育て支援事業とか、一時預かり事業とか、乳児家庭全戸訪問事業などを指すもので、既存の保育園、幼稚園、鳥栖市はないですけども認定こども園を指すものではございません。

尼寺省悟委員

指すものではないということですね。

それから、その下のところ放課後児童クラブのこれ、答えられますかね。答えられないね。

ちょこっと言うけれども、小学生であれば何歳でも利用できることを法律で明らかにしたということで、鳥栖市は3年生までやけれども、それ以上できるかどうか。その準備をしているのかということやけれども、それ答えられる。

篠原久子市民福祉部長

申しわけございませんが、答えることができません。

中村圭一委員長

尼寺議員、別の機会でよろしく申し上げます。

古賀和仁委員

今、答えられないということなんですが、この子育てに関するいろんなことはこの課で、これからは全て集約をしていくというふうに考えていいわけですかね、この法律が定められた場合。

篠原久子市民福祉部長

それも、まだ現在は放課後児童クラブ、鳥栖市ではなかよし会と言っておりますが、それは今、生涯学習課の管轄、担当となっております。

同じ法律のもとでも、現在鳥栖市ではこのように分かれておりまして、これが今後、こちらのこども育成課のほうの担当となるかどうかというのは全くわからないところであります。済みません。

古賀和仁委員

法律の趣旨からするとちょっと今答弁、少しね。

子育てを集約してやっていくというふうな趣旨からするとね、趣旨からすると今の答えというのはちょっとね、何となくおかしいんじゃないかなと思うわけですよ。子ども・子育て、これを一緒にやっていくというふうな法律ができて、それを担当するところが今はできないかもしれないけど、ばらばらにやって行くというのは、やっぱこれからのことを考えると、ちょっとね。

できれば、一緒にやっていただきたいと、それが一番子供にとってもいいんじゃないかと、私はそういうふうに思うんです。

中村圭一委員長

要望ということでよろしいですかね。

一応、答弁あれば篠原部長。

篠原久子市民福祉部長

現在も、実はもう法律的には、このような状況になっているところではあるんですね。

ただそれが、担当が今までの事情でということなものですから、その辺については本当に何とも申し上げがたいところがございます。

中村圭一委員長

一応、委員からの要望ということで御理解をいただきたいと思います。

ほかに。

飛松妙子委員

新人議員の飛松妙子と申します。初めてのことばかりですので、何かとお世話になるかと思えます。御指導のほどよろしく願いいたします。

今の子ども・子育てのことで質問なんですけれども、7ページのニーズの調査のところに、市内就学前児童の保護者1,200人、小学生の保護者300人とありましたけれども、どのように調査対象をされるのかをお聞きしたいと思うんですけどよろしいでしょうか。

山本英規 子育て支援係長

一応、小学校区単位をベースといたしまして、各就学前児童、小学校の1年生から3年生までの児童の人数の構成割合といいますか、そういった割合を用いまして一応1,200人と300人を選択したところでございます。

以上です。

飛松妙子 委員

ありがとうございます。

具体的に、例えばその校区ごとに、何人とかいうのがわかるのでしょうか。

山本英規 子育て支援係長

申しわけございません。今、手元に資料がちょっとございませんけれども、資料としてはございます。

以上です。

中村圭一 委員長

その校区ごとの……、要は、その中でどういう抽出の仕方をしたかというところまで、多分お聞きになりたいんだと思うんですが。

山本英規 子育て支援係長

抽出方法につきましては、無作為で抽出しております。

以上です。

中村圭一 委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

その他委員の皆様は。

〔発言する者なし〕

ないですかね。なければ質疑を終了とさせていただきます。

準備のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 28 分 休憩

款・項別の補正予算でございます。特別会計のほうですので、まず9ページの歳出のほうから主な補正を申し上げます。

款1の総務費は、異動及び給与減額に伴う人件費の補正。

款2の保険給付費は、項2の高額療養費の支出見込みに伴う補正でございます。

また、款11の諸支出金は平成24年度の国・県の療養給付費等負担金の確定に伴い返還金を計上するものでございます。

次に、戻りまして8ページの歳入のほうを御説明いたします。

款1. 国民健康保険税は、国・県の返還金財源として、款3. 国庫支出金及び款4の県支出金は、高額療養費の支出見込みに伴い、国・県の負担金、補助金を計上をしております。

款9. 繰入金の減額補正は一般会計から繰り入れをしております。人件費の減額に伴う補正をするものです。

一応、全体の、ちょっと概要として御説明いたしました。

それでは、委員会資料の9ページをお願いいたします。常任委員会資料の9ページでございます。

まず、歳出のほうから御説明いたします。

予算議案書のほうは76ページでございます。よろしいでしょうか。

では、歳出のほうから、9ページでございます。

まず、款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の節2. 給料、節3. 職員手当、節4. 共済費は、国民健康保険担当の7名分の人件費の補正合計595万円の減額でございます。

その内訳は、異動に伴うもの474万8,000円。給与減額に伴うものが120万2,000円となっております。(発言する者あり) 補正合計……。

もう一回、再度申し上げます。

人件費の補正合計は595万円の減額になります。

その内訳は、異動に伴うもの474万8,000円、給与減額に伴うものが120万2,000円となっております。

次に、節13の委託料は、審査支払い機関である国保連合会に委託しております、交通事故による第三者行為求償事務に高額請求が発生したため、事務委託料の補正51万円を計上しております。

次に、款2. 保険給付費、項2の高額療養費、目1の一般被保険者高額療養費の節19. 負担金補助は、一般被保険者分の高額療養費の支出見込みにより2,429万5,000円を計上しております。補正後の総額は5億9,129万5,000円となっております。

高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、月額的一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度でございます。なお、一般分の高額療養費の平成 24 年度決算額は、平成 23 年度から 2,513 万 1,000 円増。率にして 4.8%増の 5 億 5,400 万 2,000 円となっております。

次に、項 5 の葬祭諸費は目 1. 葬祭費の支出見込みにより 48 万円を計上しております。補正後の総額は 336 万円となります。

葬祭費は、被保険者の死亡によりその葬祭を行った者に 3 万円を支給するものです。平成 24 年度の支給実績としては 104 件の 312 万円で行いました。

次に 10 ページをお願いいたします。

款 11. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金、目 1 の償還金、節 23 の償還金は、平成 24 年度の国・県の療養給付費等負担金などの確定に伴う返還金 1 億 436 万 6,000 円を計上するものでございます。

主な返還金は、国からの療養給付費に対する負担金 9,469 万 3,000 円と国・県からの特定健康診査、保健指導に対する負担金 483 万 5,000 円をそれぞれ返還するものでございます。以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の御説明をいたします。

戻りまして、委員会資料の 8 ページをお開きください。

款 1、項 1. 国民健康保険税、目 1. 一般被保険者国民健康保険税、節 1. 医療給付費分現年課税分 1 億 1,699 万 6,000 円を増額しております。これは、歳出で申し上げました平成 24 年度の国・県の療養給付費負担金などの確定に伴う返還金と高額療養費、葬祭費の支出増に伴う保険税分の補正額を計上しております。

次に、款 3. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 療養給付費等負担金 777 万 4,000 円と下段の項 2. 国庫補助金、目 1. 財政調整交付金の 218 万 6,000 円を計上しております。これは、歳出の高額療養費の支出増に伴い増額補正するものでございます。

次に、款 4. 県支出金、項 2. 県補助金、目 1. 財政調整交付金、節 1. 1 種調整交付金 194 万 3,000 円と節 2. 2 種調整交付金 24 万 2,000 円も国庫支出金と同様の理由で補正を計上しております。

なお、1 種調整交付金と 2 種調整交付金に分かれておりますが、これは 1 種調整交付金は療養給付費等に充てられ、2 種は主に市町が実施する保健事業などの補助経費などに充てられておるところでございます。

次に、款 9. 繰入金、項 1、目 1、節 1 の一般会計繰入金は 544 万円を減額しております。歳出で申し上げました人事異動及び給与減額に伴う減額分と、第三者行為求償事務費の増額

分の差し引き分を計上をしております。

以上で、議案乙第 36 号の説明を終わらせていただきます。以上です。

中村圭一委員長

はい、執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

9 ページですね。

さっき言われた高額療養費ですが、これおそらく年々ふえてると思うんですが、ふえ方の特徴というか、何かありますか。

特にこうふえてるっていうか、そして何かその理由というか、あればちょっと教えてください。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

医療費全体に、一般的に言えることですが、高額療養費に限らず医療費が上がる理由といたしましては3点ありまして、まず被保険者数の増。

第2点目が1人当たりの医療費の増加ですね。これは年々、高等技術が発達いたしまして医療費の増大につながっております。

それと、あともう1点は2年に1回改定があつています、診療報酬の改定ですね。今回も、今現在、国のほうで中央社会保険医療協議会のほうで審議されてますが、本体分の診療報酬部分と薬価部分との今、診療報酬分の改定等が行われておるところでございますが、これが大幅に上がることによってまた医療費が増大すると。

この3点がございまして、これも高額療養費……、まあ医療費全体ですが、そういうものに影響しておるような状況です。

以上です。

尼寺省悟委員

医療費の増大理由、3つ言われたんですが。

だからそれと高額療養費の増加について、特に理由というか、一般的に医療費がふえてるからそれに関わってふえていると。そういう理解でよろしいですか。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

一般的に、高額療養費も医療費の増大も同様の理由だと考えております。

松隈清之委員

9 ページの歳出。一般管理費、委託料、第三者行為求償事務委託料、これ交通事故とか保険以外で支払われる、民間の保険で支払われるやつでしょうけど、これの事務委託料の算出根拠っていうのはあるんですか。

額によって委託料も変わってくるわけですか。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

今回、補正に計上してあります 51 万円は、要するに委託料事務費と、先ほど御説明いたしました国保連合会に支払います、例えば請求額、私どもの被保険者が被害者になって加害者の保険会社に請求する額に対して成功した実績に基づくんですが、例えば、成功した実績が 1,000 万円請求して 1,000 万円還ってきたと。そうしたら、その 4%が事務費手数料となります。（「4%」と呼ぶ者あり）4%です。

中村圭一委員長

ほかにありませんか。

じゃあ済みません、私のほうから。最後の 10 ページのこの返還金に絡めて、この資料の 10 ページの部分を説明いただいていた方がいいですかね。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

委員会参考資料 10 ページに、特定健康診査・特定保健指導の実施率の推移等を書いております。

この特定健康診査・特定保健指導というのが平成 20 年 4 月から国のほうから施行されて、この事業の実施者は、各保険者の保険者が義務化されております。内容的には、御存じのようにメタボリックシンドロームに起因する生活習慣病に対する 40 歳から 74 歳までの方が対象で、こういう方々のための健康診査ということ平成 20 年からされてきておるところです。

第 1 期が平成 20 年度から平成 24 年度。ここに書いてありますが、平成 20 年度の目標値、受診率の目標をここに挙げております。

これは、国のほうから提示された率でございまして、平成 24 年度の特定健診の目標は 65%、その 3 段下の特定保健指導の目標値は 48%となっております。

実績のほうは、その下段のほうにおのおの書いとるんですが、2 番目の第 2 期の目標値を見ていただくと国のほうも平成 24 年度の最終目標の……、第 1 期の最終目標の、特定健診目標 65、48 はちょっと各保険者によって事情がございまして。例えば、市町村の国保を保険者としている業務の市町の保険者にとっては、特定保健指導なんかは、保健師さんたちを抱えてる都合上、保健指導の率はいいんですが。

例えば、健康保険組合、大企業さんたちの健康保険組合は、特定健康診査の受診率はいいんですが、保健指導は弱いというようなことをいろいろ勘案して、平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間は、各保険者の業態によって目標値を国が定めております。

第 2 期の市町村国保の目標値は、平成 29 年度までに特定健診目標を 60%、特定保健指導目標 60%となっておりますのでございます。

平成 24 年度の実績は、特定健診実施が 37%、特定保健指導実績は 40.9%でございました。そういう対象者は何名おるかとお申し上げますと、その下段の 3 番に平成 24 年度特定健康診査・特定保健指導実施率を載せておりますが、県内 10 市 10 町の受診率の表を載せております。

鳥栖市を見ていただくと対象者数が 9,313 名、そのうち 3,463 名の方が特定健康診査等を受診されたと。率にして 37.2%。

ここに順位も書いておりますが、10 市 10 町の中で 11 番目と、佐賀県内の中ではですね。この佐賀市から神崎市までの 10 市の中では、市の中では 4 番目になります。

次の特定保健指導に関しましては、対象者数が 372 名、修了者が 152 名ということで、実施率は 40.9%になって 10 市 10 町の中では 13 位と。10 市の中では 5 番目の順位になっております。

以上です。

中村圭一委員長

はい、ありがとうございました。

今のところまで含めて、何か御質問あれば承りたいと思います。

尼寺省悟委員

高額療養費について、もう一点だけ聞きたいんですが。

鳥栖市の医療費が高いというのは、その一つの大きな理由として高度先進医療地域だと、いう話を聞くんですが。そういった点でほかの地域に比べて同じ病気であったとしても、鳥栖市の場合は高額な医療費がかかると。

そういう意味で、この高額療養費というのはほかの地域に比べて、鳥栖市の場合この比率が高いとか、そういった傾向というのはあるんですか。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

佐賀県内でも鳥栖地域というか、鳥栖・三養基地域の東部の地域のほうは、1 人当たりの医療費は 40 万円近くあってるんですね、窓口負担も含めた全体の医療費でございますけれども、平成 23 年度で約 40 万円ぐらい。

県西部のほうの地域の太良町とか、あっちのほうはまだそれより 10 万円ぐらい低いというような状況でございます。

先ほど私、3 点申し上げましたが、もちろん議員おっしゃるように医療機関が充実しているところは、やはりそれだけ医療機関に接する機会が多ございますから、そういう高度な医療に接する機会もございまして高額療養費も上がるのかなという感じがいたします。

以上です。

中村圭一委員長

そうしたら、他市との比較の表とかって出ますかね。最終日で結構ですけど。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

高額の方で、ということでしょうか。

中村圭一委員長

それで出ればということで。

尼寺省悟委員

あのね、要するに医療費が高い、高いということで、その大きな理由として高度先進医療地域というようなことと言われるので、その辺が本当にそうなんかなということも含めて、ちょっと聞いとるわけ。

吉田秀利国保年金課長補佐兼健康保険係長

確かに、鳥栖市は医療環境に恵まれております。東部地区ですけれどもですね。

それで、高額の方の共同事業というのを県内共同で行っております。その中でも鳥栖市のほうは、もらうお金としてはかなり高いお金をいただいておりますので、鳥栖市にとって高額の方については県内他市町から比べても、高い割合になってると思います。

その資料については、ちょっと検討してみないとわからないんですけども、全体では出ますけれども高額分だけっていいのですが……。どういったところを高額と言うかという部分ですね、20万円以上を高額というのか、80万円以上を高額というのか、その辺の数値によってちょっと出し方も変わってくるかと思うんですけども。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

今のをちょっと補足しますと、今の20万円以上ちゅうのは1件当たり、レセプトの請求件数で、要するに医療機関から一月、A医療機関から一被保険者に20万円以上の医療費の請求が何件とか、そういうのは表としては出ると思うんですが、なかなかその……。他と比較して……。ちょっとその辺は、私どものほうでもう一回、検討はいたしますが。

ちょっと今のところ十分な回答はできません。

中村圭一委員長

今後、勉強をしていく中で、そういった資料が途中で出てくればありがたいと思いますので、検討よろしくをお願いします。

ほかにありませんか。

古賀和仁委員

先ほど、委員長のほうから質問があった部分なんですけど、特定健診、特定健康診査ですね、この部分でいわゆる国から指標を設けてるわけですよ。

それで、その指標にある年度内に達しないと、よく聞くんですけどペナルティーがあるというふうなことをお聞きするんですが。そういうことは、実際に国から指導として来てるんでしょうか、どうなんですか。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

特定健康診査、これに関しては、高齢者の医療の確保に関する法律ですが、この中に規定されていまして、この特定健康診査等の実施率の関係で国保であれば、各市町の各保険者にインセンティブを与える形で――19日の勉強会のときにも出てくると思うんですが、後期高齢者支援金の減算、加算と申しまして、例えば、鳥栖市であれば後期高齢者支援金といって、私どもの保険……、財政の中から、保険税の特別会計の中から、後期高齢者広域連合に支援金として、現役世代の支援金として払うわけですね。その金額、鳥栖市でいえば約8億円ぐらいなんですが、その分の10%を減算、加算しましょうと。

要するに受診率が低かったらその10%を加算しますよと。それで受診率がよかったら10%減算しましょうと。支出金を減額しましょうという、そういうのがあるんですが、これ第1期の時も、まだ様子を見ましょうと、各健保組合から、いろんな各保険者からも批判がございまして、こういうのはやめてくれと。

全国市長会のほうでもこういうのはやめてくれという要望がっております。

それで、第2期の今回に当たっては第1期と同様に特定保健指導をやってないところに関して、若干メリハリをつけますよということで、私ども鳥栖市の国民健康保険は全てやっておりますので、そういう加算、減算は今のところない状態です。今後の5年間の中でも、まだそういう特定保健指導をやってないところに限って、そういう加算をしますということが今やられておりますので、その加算、減算に関してはちょっと鳥栖市の場合は、影響がないということでございます。

以上です。

中村圭一委員長

ほかにありませんか。

飛松妙子委員

済みません、12時になったんですけど。

この受診率なんですけれども、私、民間企業に勤めてて国保でなかったものですからPRをどのようにされてるのかと、会社の場合は案内が来るのと同時に、どここの病院で幾らかかりますっていうところまでいただけるんですね。プラスアルファ受診したい場合にも幾らかかりますというの。

そういうこともされてるのかどうかも含めて教えていただければと思うんですけれども。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

最後の質問……、幾らかかるは、特定健診の診査料が幾らかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）最後のほうを申し上げますと無料でございます。いや、500円でございます。

ただし、40歳、50歳、60歳、70歳の年齢の節目には、これは無料で実施できるようになっております。

最初の質問の広報関係ですが、広報はもちろん市報等でやっておりますし、受診されてない方に対しては私どもの国保年金課で委託しております保健師、看護師さんたちに訪問をしていただき、受けてくださいというような、実際の対面式で訪問する勧奨とあとは通知文書を出させていただいております。

それと当初、受診券を発送いたしますので、そのような感じで周知はやっておるところです。それと、昨日からオンエアされてますけど、はっぴとすビジョン、くーみんテレビさんのテレビ広報とすがありますが、あれにうちの職員が出演して特定健康診査の受診率のアップとか特定健康診査とは何ぞやとかいうような番組に出演をしたりして、そういう周知活動をやっておるところでございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

そうしましたら、人間ドックというふうに書かれてるところはどうなりますでしょうか。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

人間ドックと、あともう一つ脳ドックと私どものほうで、この保健事業をやっておるんですけど人間ドックが通常一日で経費が4万円から3万円——病院によって違いますけど——脳ドックは5万円ぐらい。その半額助成を県の補助金と国の補助金を使って実施しております。

予算的には、平成24年度で約400万円から500万円程度……、平成25年度予算でも400万円程度で……、受診の人数は……。ちょっと待ってください。大体200人程度の方が人間ドック等を受けておられます。

以上です。

飛松妙子委員

そうしましたら、先ほどの特定健診の目標と、申しわけありません、これ目標じゃなくて結果ですね。結果、受診率のところは、特定健診をされた方と人間ドックを受けられた方のパーセントということよろしいですか。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

人間ドックを私どものほうの助成で受けられた方は、そのカウントに入れております。

議案甲第 28 号 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例

議案甲第 31 号 鳥栖市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例

議案甲第 35 号 鳥栖市休日救急医療センター設置条例の一部を改正する条例

中村圭一委員長

次に、議案甲第 28 号 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例、議案甲第 31 号 鳥栖市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例及び議案甲第 35 号 鳥栖市休日救急医療センター設置条例の一部を改正する条例、以上 3 議案を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

石橋沢預市民協働推進課長

議案に沿って御説明をいたします。議案 1 ページをごらんください。

議案甲第 28 号 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例でございます。これは、消費税法の改正により平成 26 年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が合わせて 8 %に引き上げられることから、まちづくり推進センターの使用料を改正するものでございます。今回の使用料の改正につきましては、原価の見直しは行わず、消費税率の引き上げに伴う転嫁分だけを新使用料に反映させております。

具体的な積算方法といたしましては、現行の使用料を 1.05 で割ります。1 円未満は切り上げております。それに 1.08 をかけまして、10 円未満は切り捨てとしております。

まちづくり推進センターの使用料は、現在 3 段階に分かれております。会議室の種類によりまして、集会場及び大広間は 440 円、調理実習室は 250 円、その他諸室は 160 円となっておりますので、先ほど申し上げました算定方法で計算いたしますと、集会場及び大広間の 440 円が 450 円となります。

残りの 2 つについては、この算定方法で計算をして 10 円未満を切り捨てても変わりませんので、今回は集会場及び大広間の 440 円を 450 円と改定をすることといたしております。

以上でございます。

古賀達也社会福祉課長

議案の 10 ページをお願いいたします。議案甲第 31 号でございます。

鳥栖市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例でございます。

理由といたしましては、先ほど市民協働推進課長が申し上げたとおり、消費税の税率の改正に伴い使用料を改正するものでございます。

老人福祉センターの使用料につきましては、集会場及び大広間が 440 円、その他の諸室が

160円となっております。まちづくり推進センターと同様に、集会場及び大広間の使用料440円を450円に改正するものでございます。

以上でございます。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

15ページ、議案甲第35号をお願いします。15ページでございます。

議案甲第35号 鳥栖市休日救急医療センター設置条例の一部を改正する条例でございます。改正条文は議案に掲載しているとおりでございます。

提案の理由は、消費税及び地方消費税の税率改正に伴い、診断書及び証明書の交付にかかる手数料を改正したためでございます。

算出方法につきましては、先ほど市民協働推進課長が申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

中村圭一委員長

はい、執行部の説明が終わりました。これより一括質疑を行います。

尼寺省悟委員

消費税率が5%から8%に上がるということで、使用料の値上げがあったんですが、具体的にね、ちょっと私どこの自治体かっちゃうの忘れたんですが、ある自治体では、大変だということで消費税値上げ分をしないで前の料金という自治体があるんですよ。

そういった検討というのはしなかったのか、ちょっとお尋ねします。消費税率上がるので大変だというようなことで、そういう検討はなされなかったのかという質問です。

篠原久子市民福祉部長

鳥栖市のほうではしておりません。

中村圭一委員長

していないとの答弁でございました。

ほかにありますか。

松隈清之委員

これ来年の4月1日からですよ。告知の方法と予定があれば、値上げの告知の方法ですね。

これ仮に、仮にと言ったらあれですけど、可決した後の告知の方法等についてはどのようにお考えでしょうか。

石橋沢預市民協働推進課長

この消費税の税率の改正に伴う使用料を見直した分については、一括して市報のほうでお知らせをすることとしております。

それぞれの施設の使用料の改正、値上がり分につきましてはそれぞれの担当課で。

例えば、センターのほうに掲示をする等の方法をもちまして、告知をすることになると考えております。

松隈清之委員

わかりました。

先ほど、据え置きを検討とかっちゅう話もあったんですけども、額としては非常に軽微ですよ。まあ、ちりも積もればって話もありますけれども、額としては軽微なんですけれども、これ消費税増税分ということなんですけど——本当に3期、もう4期目なんですけど、ここまでやってきて非常に基本的な質問させていただきますが、鳥栖市は消費税の納税っていうの……、やってる。上げるってことはやってるってことですよ。

篠原久子市民福祉部長

鳥栖市としては、消費税の納税はしませんけれども、公営企業のほうについては消費税のほうはしております。

松隈清之委員

鳥栖市としてはってのは今回、審議をしている条例にかかる部分なんですけれども、これは、消費税というのは、間接税ですから、いただいて納税すると、基本的な考え方としては。ということからすると、この値上げ分は別に、どこにも納税するわけじゃないというふうに理解していいですか。

篠原久子市民福祉部長

納税はいたしませんけれども、鳥栖市としてこの消費税の増額の分については、いろんな支払いに直接、かなりの額として影響してきます。

そこで、納税はしないけれども、当然消費税についての支出等も出てきますので、というふうに考えております。

中村圭一委員長

大丈夫ですか、理解できましたか。

松隈清之委員

例えば、今言われてるのは例えば支払いする電気代とか、いわゆる、いろんなコストにかかる部分の消費税が上がると、いう意味で言われているっていうことで理解していいですか。

篠原久子市民福祉部長

そのとおりでございます。

松隈清之委員

ということであれば、税率が上がるからコストが上がるんで、いわゆるベースを上げたっ

というふうに理解しなきゃいけないんですよ。

いわゆる使用料を上げたっていうのは、消費税が上がったので、コストが上がったので使用料を上げたということですね。納税するため上げるわけじゃないですもんね、これはね。今の説明によると。

消費税というのは、今さっき説明したように間接税ですからね。何でこれ聞いたかっていうと、額も軽微なんですけれども、切り捨てとかして、消費税上がっても影響しない部分って結構あるじゃないですか。百何十円とかね。

だから、もしこれ納税しなきゃいけないんだったら、ちりも積もればっていうところでいくと、そういう切り捨てた部分に関しても、納税するであれば、どっかで影響するはずなんですよ。

でも、納税しないっていうこと、今言われたように納税しないっていうことは単純にコスト増に伴う使用料の値上げっていうことなんですよね。

そうすると、さっき説明された、影響しないと言われた、計算上影響しないと言われた部分も全体的なコストが上がるわけですから、そうすつと理屈の上では逆に値上げをせないかんのじゃないかと、なりはしませんかっていうこと。

篠原久子市民福祉部長

申しわけありませんが、その辺になりますと、ちょっと詳しいところはわかりかねますので、済みません。

松隈清之委員

答えられない。

これ、ここだけじゃなくて多分全体的にこういう調整されてるということだと思うんですよ。だから、ここにお尋ねして答えが出てこないっていうことであれば仕方ないんですけれども。

単純に、一般的には間接税ですから、消費税が上がるので、上がるっていうことは、納税する分が上がるので、さっき言われた据え置きということは、納税はしないといけなくけれども、お客さんから要はいただかないっていうのは、営業努力とかで、されることはあると思うんですよ。

要は、納税するからちいうて鳥栖市は納税者じゃないっていうことですよ、つまりはね。

だから僕は、だからそういうコストが上がることによっての、ただの使用料の値上げだと理解すべきもんだというふうに思います。

別に答弁は結構です。

古賀和仁委員

確認の意味も含めてちょっとお尋ねしますけれども。

この使用料の割り振りの中に、税金の部分は入ってないというふうに考えていいわけですか。今の答弁によりますと。

中村圭一委員長

わかりますか。

もう一度いいですか、古賀委員。

古賀和仁委員

今、答弁されてるのを聞いていると、納税の義務はないということですので、当然、消費税の部分はここ部分には入っているのか入っていないのかという質問です。

中村圭一委員長

ちょっと休憩します。

午後 1 時 20 分休憩

oo

午後 1 時 23 分開議

中村圭一委員長

では再開します。

篠原久子市民福祉部長

松隈議員がおっしゃるとおり、消費税自体は市は納税の義務はございませんが、消費税が全て上がることにより鳥栖市としては非常に、その3%分はコストとして加算した上の支払いになるわけですね。その分で一応、市としての考え方として、消費税に見合う額の、コストに見合うだけの値上げではないかというふうな御指摘を受けておりますが、そのような形になるのではないかと思います。

中村圭一委員長

古賀委員、よろしいですか。

古賀和仁委員

よくわからんけど。

ちょっと理解できん……。よかです。

中村圭一委員長

よろしいですか。（「よかです」と呼ぶ者あり）

その他、ございますか。

松隈清之委員

先ほどの説明によると、おそらくですよ、これ僕の推測ですよ。単純にコストが上がるんだけど、市民に説明するときには消費税部分を上げたというほうが説明しやすいというだけであげてると思うんですけど、場合によってはこれ一部分しか上げてないんで、全体的なコストっていうのここだけに転嫁したって、おまけに切り捨てでしょう。

だから、場合によっては採算っちゅう言い方あれですけど、支出の増に対して収入の増を、使用料の増は見合わない可能性はありますよね。

それ、想定はされてますか。

篠原久子市民福祉部長

おっしゃるとおり、この消費税の増額に伴いまして、消費税分の増額に見合った額として使用料等値上げいたしましたとしても、逆に支出につきましてはそれ以上の支出になるということで、決して相殺が……、値上げした分が行政として支払う額には、それを相殺してくれるというような額には、到底至らない額になっておると考えております。

松隈清之委員

到底至らないっていうのは、実績等で試算すると多分出ると思うんですよ。試算された上で、今多分言われてるんですよ。

どれくらい支出が増で、あるいは見込み的に使用料の増で、どれだけ種類がふえてっていうのは試算されてますか。それぞれ施設が違うと思うんですけど。

中村圭一委員長

答弁できれば。できなければその旨、答弁ください。

古賀達也社会福祉課長

使用料全てでその施設の運営費というか、かかる経費を賄っているわけではございません。

まだ、歳出のほうについては、どれくらいの経費がかかるというのは当初予算のほうで今、審査というか、計算をしておりますので、まだ具体的には、歳出のほうの消費税相当分が幾らになるのかというのはちょっと積算をしておりません。

使用料として、歳入として上がってくる分の影響額については若干ありますけれども、老人福祉センターだけで言えば、今年度は今回値上げする大広間等については、一般的には市とかが使う場合は減免しますので、実際 11 月末現在では、使用料収入としては実績はゼロになっております。というところで、収支がどういうふうになるのかっていうのは、おそらく各施設、計算はまだしていないというふうに思っております。

以上でございます。

松隈清之委員

もともと公の施設ですから、使用料で賄えるわけではないんですけれども、どこまで行政で負担していくかのバランスですよね。だから、今言われたように据え置きという話もありましたけど、コストは多分間違いなく上がるんですよ、上がるんですよ。

だから逆に言うと、値上げもこの程度でいいのかっていう議論もあるわけですよ、そうになると。これまでの、負担のバランスということからするとね。——もちろん今回これで別に反対する気はないですけど——使用料については、結局、表に出ないですけど別の需用費とかその辺の予算上は上がってくるわけなんでね。そこは今後、あり方についても考えていく必要はあると思うんですよ。

御意見なんで、答弁いりません。

中村圭一委員長

そもそも、その切り捨てっていうのはどっかで決まってる話なんですか。四捨五入してもよさそうな話なのかなと、今の話の流れの中ではですよ。

全体的にうちに限らず、これ切り捨てるもんなんでしょうか、教えていただきたいんですけど聞きしてるんですけど。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

ちょっとうる覚えなんですけど、1円未満の端数計算に対する特例……、端数計算による特例という法律があって1円未満は切り捨てると、確かその中で定められていたように……、ちょっとうる覚えですけど思っておりますけど。(発言する者あり) ああ、10円。

古賀達也社会福祉課長

基本的に使用料については、10円未満は切り捨てというような考え方の中で使用料の設定をさせていただいているというふうに思います。これは、鳥栖市でそういうふうに10円未満の使用料は、切り捨てというような形で設定をしているというふうに聞いております。

以上です。

中村圭一委員長

はい、ありがとうございます。

ほかにありませんか。

伊藤克也委員

はい、ありがとうございます。

15ページの鳥栖市の休日救急医療センターの件につきまして、診断書及び証明書にかかわる経費として消費税がアップするという御説明だったと思うんですが、私、医者にかかる側

で何分ちょっとこの辺よくわからなくてこの5,400円という金額は、そこに、休日医療にいられてる先生に診断書を書いていただいた折に、患者さんがお支払いするというふうなことだと思うんですけども、その分に対して鳥栖市としてこれを条例を出すというところが、根本的なところがよく理解できませんものですから、その辺を説明をいただければというふうに思いますが。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

休日救急センターは、保健センターの1階の一部にございまして、そこに休日に三養基地区の医師会のお医者さん来ていただいて、救急に当たっていただいております。

それは市が予算をつくりまして、医師会のほうに全部、委託料としてお渡ししております。その中から、お医者さんの給料とか、医薬、材料費とか全部買っていただくことになっております。収入は全部、市のほうへ入ることになっております。

もう少し、この5,250円につきまして詳しく申し上げますと、これは診断書等でございます。一番高いものから5,000円、4,000円、3,000円、2,000円、1,000円というふうに刻みがございまして、一番高いのが生命保険とかに書く分で、大体1,000円のやつは、事業所とかにインフルエンザにかかったとかいって、そうするとその分、公休がもらえるとかそういう感じの証明書に使われるものでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。そもそものところがわかってなくて申しわけないというふうに思っております。

それと、よく処方箋というのをいただくんですが、それっていうのは全くこの件については関係ないんですか。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

処方箋は、これには関係はございません。これ、あくまでも診断書でございます。

市のほうは救急医療センターの中に薬剤師さんおられまして、その場ですぐお医者さんの処方された薬剤を出すようになっております。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

小石弘和委員

ちょっと今の関連ですけど、その診断書、平成23年度にどのくらい、要するに発行されているんですか。

それから平成24年の12月まで、どのくらい何通、幾らぐらいの、要するに実績があるか

ちょっと教えてください。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

平成 23 年、24 年で……。ちょっと平成 25 年のことしの、本年度のやつはちょっと資料、きょう持ち合わせておりません。

平成 24 年度につきましては、1,000 円の分が 30 通でございました。それで 3 万 1,500 円の収入がございます。

平成 23 年が 13 通で 1 万 3,650 円。以下、10 通とか 20 通とか、そういう単位でございませぬ。

中村圭一委員長

その程度でよろしいですか。

はい、その他ございますか。

尼寺省悟委員

さっきと同じなんですけど、診断書、証明書にかかわって消費税が上がったから上げるという、根拠というのは、何でそうするというのは、やっぱりさっきの話と同じなんですか。ちょっとよくわからんけれども。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

同じでございます。コストが上がった分を上げるという考え方でございます。

松隈清之委員

さっきの会場とかの使用料はまだ、僕は理解ができるんですけども。コストが上がるっていうのは、これ先生に手数料で払うということじゃないんですか。診断……。要はどこのお医者さんでも、どこの病院行っても診断書、書くのにお金要りますよね。

多分、委託をしてるから同じような感覚だとも思うんですけど、別にこれコストが上がるとかじゃないんですよね。医者さんのコストっていう意味。

井邊正文市民福祉部次長兼健康増進課長

お医者さんのコストというわけでなく、純粹に紙代とかということでございますけど、一応、これは確かに 5% から 8% にしているというのは、近隣とか庁内を合わせたという考え方でございます。

うちだけが、例えばじゃあ 1% だけ上げるというわけにはまいりませんので、これは足並みを合わせさせていただいてることになります。

松隈清之委員

だから紙代……。もともところ、診断書とか証明書を書くことに対して手数料発生してるわけで、ほとんどが紙代なわけじゃないんですよね。だから紙代とかのコストじゃなくて、要は

こちらにつきましても先ほど申し上げました障害者総合支援法の一部改正に伴いまして、「障害程度区分」という文言が「障害支援区分」という文言に変わりましたので、この規約の題名及び条文中の「障害程度区分」という文言を「障害支援区分」に改めるものでございます。施行につきましては、先ほど申し上げましたように法律の施行とあわせまして平成 26 年 4 月 1 日から予定しているところでございます。

以上でございます。

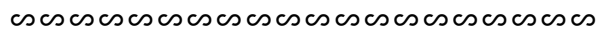
中村圭一委員長

執行部の説明が終わりました。これより一括質疑を行います。

何かございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、質疑終了です。



議案甲第 30 号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例

中村圭一委員長

次に、議案甲第 30 号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

議案甲第 30 号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

国におきましては現在、経済情勢等を踏まえて成長と富の創出の好循環を実現するため及び社会保障と税の一体改革を着実に実施するために地方税法の改正がなされております。この国の改正を受けまして、鳥栖市税条例の一部を改正するものでございます。

以下は、今回の改正内容の主なものについて説明させていただきますけれども、別紙資料の 1 ページのほうをお願いいたします。厚生常任委員会参考資料の分でございます。

この 1 ページのほうをお願いします。

改正の主な内容といたしまして、順次説明をさせていただきます。

第 17 条の「不利益処分等に対する理由の提示」についてでございますけれども、市税に関する条例、または規則による処分、その他公権力の行使につきましては、鳥栖市行政手続条例のうち第 2 章「申請に対する処分」及び第 3 章「不利益処分」につきましては、行政手続条例の適用をしないこととされておりました。

それで、今回処分に対する理由の提示に関しましては、行政手続条例の適用をすることとするため、改正を行うものであります。施行日につきましては、平成 26 年 1 月 1 日としております。

続きまして、第 33 条の 6 「ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し」についてでございますが、平成 25 年度からは平成 49 年度までの間、復興特別所得税が課税されることになったことに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合、所得税を課税標準とする復興特別所得税額からも軽減されることとなりますので、復興特別所得税の、軽減相当分をふるさと寄附金に係る住民税の特別控除額から縮減する措置を講ずるものでございます。

これ、具体的に言いますと、ふるさと寄附金にかかります所得税分の控除額と住民税分の控除額を合わせました全体の控除額が変わらないようにするための措置でございます。鳥栖市の場合、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除に関します影響は非常に少ないものと考えております。

続きまして、第 46 条の 2 及び 46 条の 5 ですが、「公的年金からの特別徴収制度の見直し」についてでございます。年金所得者の納税の便宜や市町村における徴収事務の効率化の観点から、見直しを行うものであります。

改正内容といたしましては、1 点目で年間の徴収税額の平準化を図るものであります。

2 点目といたしましては、年金保険者に対して特別徴収税額を通知した後に、特別徴収額が変更された場合、または賦課期日後に当該市町村の区域外に転出した場合においても特別徴収を継続することとなります。

この改正につきましては、平成 28 年 10 月以降の年金特別徴収から適用することといたしております。

続きまして、「延滞金の割合の見直し」、附則第 3 条の 2、附則第 4 条でございますが、国税における延滞税、利子税の見直しに合わせまして平成 26 年 1 月 1 日以降の期間に対応する市税における延滞金の割合を見直すこととなりました。

これは、現在の低金利状態を踏まえまして、事業所等の負担を軽減する観点から延滞金、還付加算金の利率を引き下げるものであります。

現行の延滞金の割合は、納期限 1 カ月以内の場合については年 7.3% となっておりますけれども、延滞金の特例によって 4.3% となっております。改正後は、特例基準割合に年 1% を加算した 3% になってまいります。

また、納期限 1 カ月を超える場合は、現行 14.6% となっておりますけれども、改正後は特例基準割合に 7.3% を加算した 9.3% になってまいります。

この資料のほうに、表を掲げさせていただいておりますが、特例基準割合は 2% というこ

とで、2%に現行ではなっております。

また、還付加算金の割合についてでございますが、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、その年中においては特例基準割合とされますので現行4.3%が、改正後は2%となってまいります。

今後、この改正は平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金等について適用をしております。

次に、「住宅借入金等特別控除の期間延長と拡充」についてでございますが、附則第7条の3の2、第29条でございます。

住宅取得につきましては、取得価格が高額であること等から平成26年4月からの消費税率の引き上げの前後における駆け込み需要等による影響が大きいことを踏まえまして、一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和するとともに、良質の住宅ストックの形成を促し、国民の豊かな住生活を確保するという観点から、住宅ローン減税の拡充がなされているものであります。個人住民税の税額控除につきましては、平成25年度中、現行でございますが、所得税の課税総所得金額の5%、最高9万7,500円となっております。

また、消費税が導入されるまでの間の平成26年1月から3月に関しましては、現行のとおりとなっております。

平成26年4月から平成29年12月までの間につきましては、所得税の総所得金額等の7%、最高13万6,500円となっております。

なお、住民税では所得税から控除できない額を控除するものでございますので、住民税の減収分につきましては、地方特別交付金として全額補填されるものでございます。

続きまして、6番目の「金融所得課税の一体化等に伴う改正」についてでございますが、金融所得課税の一体化等に伴う改正につきましては、非課税でありました特定公社債(国債、地方債、公募公社債等)でございますが、の受益権や譲渡益を課税することとし、上場株式等にかかる損失の損益通算できる範囲が特定公社債まで拡大されるものであります。

また、上場株式と非上場株式等の譲渡所得を分けて別々の申告分離課税制度に改正するものでございます。施行日につきましては、平成29年1月1日からとなります。

次に7番目でございますが、「東日本大震災復興支援のための居住用財産の譲渡に係る特例」でございます。これは、東日本大震災復興支援のための措置でございますけれども、居住の用に供していた家屋が東日本大震災により、滅失したことによって居住用に供することのできなくなった方の相続人がその土地を譲渡した場合には、当該相続人が課税の特例を適用できるように改正するものでございまして、居住用財産を譲渡した場合、長期譲渡所得の軽減税率の特例、または所有期間が10年を超える資産については、譲渡所得6,000万円までは税

率3%から2.4%にもっていくと。

あと、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除があるということでございます。施行日につきましては平成26年1月1日となっております。

以上で、議案甲第30号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例案の説明を終わらせていただきます。

中村圭一委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

古賀和仁委員

3番目の公的年金からの特別徴収、いわゆる天引きですね。これの対象となるのは今までと少し変わるんですか。どうなんですか。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

今までは、公的年金から天引きしてた部分が、介護保険料、後期高齢者医療保険料、あと住民税のほうもございました。

この住民税の部分について、今まで……。徴収税額を……。変わったのは、徴収税額が前年分の基本徴収税額から算定してたものが、今回の改正案では、前年度の市民税の徴収税額の2分の1を徴収していった平準化を図っていくという制度でございます。

それともう1点は、介護保険を前提になっておりましたものですから、介護保険の場合には居住地での賦課という形になっておりましたので、転出された場合には、別の地域のほうで介護保険に加入されるということになっておりましたので、住民税のほうも合わせて公的年金からの天引きができなくなっておりましたけれども、今回は引き続き天引きができるようにするという制度でございます。

古賀和仁委員

済みません、ちょっとよくわからなかったんですけど。

住民税の2分の1だけを特別徴収するということですかね。そういう意味に取ったんですけど。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

年金は、偶数月に年金の支払いはなされております。

4月、6月、8月については仮徴収税額という形になります。

そうして10月、12月、2月について年税額と仮徴収税額との差額を徴収させていただくという形で、その前期分と後期分のギャップが今、現行では大きかったものですから、今回それを平準化していこうという趣旨でございます。

松隈清之委員

まず1番の「不利益処分等に対する理由の提示」第17条、これは今まで、「行政手続法の適用除外となっていた地方税の賦課決定処分や差押え等の不利益処分等について行政手続法を適用対象とする。」というのは、実際事務上はどんなふうに影響してくるんですかね。

久保雅稔税務課市民税係長

事務上は、これまでもそういった不利益処分については理由の提示をしまいいっておりますので、変わらないこととなります。

松隈清之委員

変わらないっちゃうのは、適用対象となったことで、何か変わることは全くないということ。

例えば、進め方としては今までもこういう理由で差押えしますよとか、いうこと言ってたかもしれんけれども。例えばこれ、対象となることで、それを言ったらもう有無を言わさずできるとか、そういう意味で何か変わるんですかっていうことです。

久保雅稔税務課市民税係長

今回の分の改正については、これまで行政手続法からはこういった国民の利益保護を目的としておりますので、そういった手続については各自治体が、行政として、配慮してそういった措置をなさいよ、ということで適用除外になっていたんですけれども。

国税のほうでこの分について、徴収法の関係で、そういった行政手続法の中に入れてしまったものですから、それに基づいて地方税も同じように条文上だけ整理がされているような形で、実際にこれまでもずっと、そういった賦課決定なり、不利益処分についてはちゃんとこういった理由で賦課決定ですよ。こういった理由で不利益処分の差押えですよ、というようなことは文言で提示をしてくれているということです。

法律がそのように変わったものですから、条例上の条文の整理を行っているということになります。

松隈清之委員

わかりました。

それと、先ほど古賀委員からもあったんですけど平準化のほうは説明わかりました。

それと転出されたあとも続ける、継続するっていうのは、決まった額を徴収するまで転出しても続けるっていう意味……、年金から引き落としをしていくっていう意味ですか。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

現行では、鳥栖市以外のほうに転出された場合には、公的年金からの徴収に対しましては、転出された時点において普通徴収のほうに変わっております。

それが今回、平成 28 年 10 月以降につきましては、そのまま特別徴収ができるようになったということでございます。

松隈清之委員

つまり、普通徴収……。転出する方、した方に普通徴収の、要はお金を取りにいかないかん、もらいに行かないかんとかっていう事務の手間が省けるといことなんですかね、これで。

勝手に転出しても年金から、例えば東京行ってもその人の年金から、鳥栖市のほうに住民税の分は引き落としをされるということですか。

久保昭夫市民福祉部次長兼税務課長

御指摘のとおりでございます。徴収の効率化を図るとい部分も当然でございます。

松隈清之委員

わかりました。

中村圭一委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

なければ質疑を終わります。

ほぼ 1 時間なりますけれども、続けさせていただきたいと思えます。



議案甲第 32 号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中村圭一委員長

次に、議案甲第 32 号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部の説明を求めます。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

それでは、議案甲第 32 号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

12 月定例会議案一覧表の 11 ページをお開きください。それと、委員会資料の 2 ページになります。

まず、委員会資料のほうをごらんください。

改正の理由を書いておりますが、地方税法の一部が改正されることに伴い所要の改正を行

うものでございます。改正の主な理由は、先ほどの税務課長の説明文の(6)と(7)に出てきましたが、第1条関係は東日本大震災に係る居住用財産の譲渡に係る特例として、長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例規定について改正がされたことに伴うものでございます。

また、第2条関係においても先ほど税務課長が御説明しました、金融所得課税の一体化に伴う改正として上場株式等に係る配当所得等の分離課税の対象を国債等の特定公社債の利子が対象に追加されたことや、従来の株式等に係る譲渡所得等の分離課税が、一般株式等と上場株式等に区分されたことに伴うものでございます。

議案一覧表の11ページをお願いいたします。

議案甲第32号、11ページです。11ページに改正する条例を記載しております。

第1条は、先ほど申し上げた地方税法からの引用条項の整備を。

第2条は、同じく地方税法の改正に伴う附則、各項の字句の改正や項の削除に伴う項の繰り上げなどを行い、附則条項の整備を行っているところでございます。

なお、第1条の規定は平成26年1月1日から施行し、第2条の規定は平成29年1月1日から施行するものとしております。

以上で、議案甲第32号の説明を終わります。

中村圭一委員長

ありがとうございました。

執行部の説明が終わりました。これよりで質疑を行います。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。はい、なければ質疑を終わります。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

議案甲第33号 鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

中村圭一委員長

次に、議案甲第33号 鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

内田幸男市民福祉部次長兼国保年金課長

次に、議案甲第33号 鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

ほかに聞いておりませんが、じゃあ現地視察はなしということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

じゃあ。

中村圭一委員長

最終日はしっかりと国保の勉強をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお
願いします。

きょうはこれで終わります。ありがとうございました。

午後 2 時 10 分散会

平成25年12月18日（水）

1 出席委員氏名

委員長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 石橋 沢預

〃 課長補佐兼地域づくり係長 大石 泰之

〃 課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 青木 博美

社会福祉課長 古賀 達也

社会福祉課参事 松隈 義和

〃 課長補佐兼高齢者福祉係長 吉田 忠典

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

5 審査日程

陳情協議

陳情第 23 号 老人福祉センター施設内における風呂設備等の存続願い、
陳情をいたします。

〔協議〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

して平成 23 年と 24 年に調査しておりますけれども、平成 23 年が 543 人でありましたところ平成 24 年は 327 人ということで、約 4 割の減少を見ているところでございます。

また、老人センター利用者の意見を 2 月に実施をいたしております。267 名から回答をいただいておりますけれども、こちらについて利用者の 3 割が集約化に理解を示しているという結果が出たところでございます。

また、市民に対しましても、同様の時期に 60 歳以上の市民を対象に調査を行っております。市民全体では、約 3 分の 2 が入浴事業の統廃合に理解を示されたところでございます。入浴事業の見直しを 4 割が希望され、存続は 2 割でございます。

ただ、入浴事業を利用してある方の 6 割が存続を、4 割の方については集約化等の理解を示されているということでございます。全体の 3 割がわからないというふうな回答でございますけれども、これまでのセンターの利用で分類を考えてみますと、わからないと考えられているとお答えなされた方の 8 割以上が統廃合に同意が得られるのではないかと執行部としては分析したところでございます。

このような観点で、入浴事業については昨年も決定しておりましたところでの、入浴事業の集約化を実施したいということで決定したところでございます。

それに伴いまして、入浴事業の代替事業として、どういうことをするのかというのが昨年は明確に決定しておりませんでしたので、市民の意見等をアンケートの中で聞いております。

その中で、支援事業としては、趣味の教室、介護予防教室、体力づくり教室、高齢者相談事業、健康相談事業の順となったところでございます。このような中で、介護予防事業につきましては、今後、超高齢化社会を迎えます中、また、介護保険制度の改正等が叫ばれる中、介護予防事業をさらに進めていくことが必要であろうというふうに考えております。

当然、入浴事業につきましても、一定の健康増進的な部分はあるかと思っておりますけれども、より効果的な介護予防事業を推進したいということで、種々の事業の実施予定を考えているところでございます。③のところに実施予定の事業を挙げておりますけれども、このような観点で新規としては、まず 3 番目のふまねっと教室というのを実施したいというふうに考えております。

これにつきましては、裏面をお願いしたいと思います。

裏面のふまねっと運動を一緒にやってみましょう、ということでこちらにつきましては、北海道のほうで始まった事業でございます。北海道のほとんどの市町村で取り組まれていると。近隣では、吉野ヶ里町のほうでいち早くこの運動を取り入れられております。

本市におきましても、旭のまちづくり推進センター、若葉のまちづくり推進センターでこの運動を取り上げられております。

また、本年 11 月に実施しました介護予防講演会のほうで、このふまねっと運動をテーマに提唱者である大学の先生をお呼びして、講演会を実施し、実際にこのふまねっと運動を実施したところでございます。

簡単に申し上げますと、こちらに図がございますように、この四角い囲みのところを踏まずに、音楽とか歌を歌いながら、それに合わせまして足を動かしていくという運動になります。

実際には、映像等でその講演会の時に流れましたけれども、ずっと車椅子であった人が最初はやはり踏んでひっかかるような感じで線を踏んでいくんですけども、2週間ほどたちますと、きれいに足が上まで上がって踏まずに歩行できるということで、歩行機能の向上と、あと順番に一步目、二歩目とか三歩目等をどこに行くかとか、そういう部分でリズムを合わせて取るということで認知機能の改善に効果があるというふうに言われております。

また、表のページに戻っていただきまして、そういうことで、ふまねっと運動を取り入れていきたいというふうに考えております。

また、旧老人福祉センターにつきましては、そういう高齢者の居場所づくりとしても、今後積極的に活用したいということで、おしゃべり会とか持ち寄り昼食会を実施したいというふうに考えております。こちらにつきましては、ぽかぽか・えんがわという団体のほうで本年度市民活動事業として実施をされておりますけれども、専門的な保健師の市職員OB等もその会におられますけれども、そういった形で市民との交流を実施して、いろんなことで引きこもり予防等につながるのではないかとということで、こちらについても、実施をしたいというふうに考えております。

あとは、既存のサークル活動とか、いきいき健康づくり教室とか、生活支援相談とか、こちらにつきましては拡充等を図っていきたいというふうに考えております。

また、佐賀県におきまして、ロコモ・トレということで本年度実施をされておりますけれども、来年度希望する市町村について実施の照会がっておりますので、鳥栖市におきましても、県の事業としてのロコモ・トレのほうを手を挙げて実施に向けて行きたいというふうに考えておるところでございます。

以上、簡単ではございますけれども陳情第 23 号の鳥栖市の現状についての説明を終わらせていただきます。

中村圭一委員長

はい、ありがとうございました。

委員の皆様から御意見、または今の説明に関しての質問等ございましたら受けさせていただきます。

尼寺省悟委員

いっぱいあるんですけれども、とりあえず。

これは、入浴事業の集約化をしたいと。だから来年度、要するに4月から集約をすると、ということですか。

それを最終決定したと、そういうふうに理解していいわけですか。

古賀達也社会福祉課長

はい、来年4月から集約化したいということでございます。

尼寺省悟委員

御存じのとおり、平成24年の12月議会で、7カ所のお風呂を存続するという請願書が採択されたわけだね。少なくとも存続をするんだから、1年で終わりというんじゃないと。当分の間続けると、それが少なくとも議会の意向であったわけです。

それをわずか1年で変えるということは、ある意味、議会のほうを無視していると、そういうふうに取りざざるを得んですけれども、いかがですか。

中村圭一委員長

ちょっとその前によろしいですか。

趣旨採択だったですよ。そこだけ確認しておきます。

古賀達也社会福祉課長

請願について趣旨採択をいただいたということは重く受けとめております。

当然、議会のほうでも、再検討をいたしますということで一般質問等でも答弁をいたしておりますけれども、それに当たりまして、まず実際の利用者の声、それから市民の声を再度確認をすること、それから具体的に集約化したあとにどういう代替事業を行うのかをきちんと整理をすることというふうに理解をし、整備を行っているところでございます。つきましては、1年間継続をしますというようなことで、各施設の入浴施設のほうにはそういう張り紙をして、1年間継続をしますということで行っているところでございます。

議会での趣旨採択については、重く受けとめているところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

重く受け止めてるならばこういった結果にならんはずですけどね。

この話はまた後でしますが、数字の問題としてもう1回お聞きしますけれども、この資料の中では老人センターの利用者の数、それから風呂のある日とない日はどうなのかといったことが入ってないし。それから市民の意見ということで言われたんですけれども、この市民とはどういう市民で、どれぐらいの人に取ったのかと。

それから前の時も問題になったんですが、老人センターに来る人というのは年寄りで、車のない人が多いというようなことで、中央とか若葉に行ったとしてもなかなか行けんということですが、車持っていない人、利用者の中でどれぐらいいるのかと、そういった数字は調べられたのか。調べてるならちょっとお聞きしたい。

古賀達也社会福祉課長

風呂がある日とない日の利用者数につきましては、平成 25 年度でございますけれども、4 月から 10 月の半年間のデータでございますと、風呂がある日が全体で平均 58 人で、ない日が平均 17 人となっております。

それから、市民のアンケートでございますけれども、こちらにつきましては、60 歳以上の 2,000 人を無作為抽出して、郵送で実施を行っております。アンケートの回答としましては、約 1,200 名、60%の回収率でございます。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

あと、センターの利用者の方で、センターにどのようにして来られているかというようなアンケートも取っております。

センターの利用者の交通手段でございますけれども、徒歩で来られる方が全体の 31%、自転車、バイクの方が 39.7%、バスの方が 1.3%、自家用車が 27%、家族の送迎等が 0.5%というふうになっております。

尼寺省悟委員

私は、この一番の問題はあなた方は介護予防事業と——前にこういった答弁をされたよね、今までは慰労娯乐的施策から、介護予防、健康増進の拠点施設となるように変えると。

その慰労娯楽と介護予防、健康増進を相対立しているものとして捉えてる、そこが一番の問題だと思うんですね。現実的に、今からいろんな介護予防されようとしてるけれども、果たして人が来るのかと。

さっきの話で風呂がある日とない日、3 倍ぐらい違うよね、ある日とない日と。風呂があるから来るんだと、来る人自体がほとんどの人が歩いてとか徒歩だと、そのこと自体が介護予防事業であって、だから、介護予防と慰労娯楽というを対峙して捉えるじゃなくて、あくまでその中の一つなんだと、お風呂に来てもらうということは立派な介護予防事業なんだ、というふうな観点で見ると、とても 7カ所を 2カ所に集約するというふうにはならないと思うんですけれども、いかがですか。

古賀達也社会福祉課長

対峙して捉えている部分はありません。当然、これまでの旧老人福祉センターの利用形態が、やはり入浴事業が中心の利用を行ってきたという部分は否めないところだというふう

に思っております。

そういった関係で、利用としては介護予防事業を中心とした施設にしたいということで、捉えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

いろいろ介護予防事業ということで、いきいき健康づくりとか、生活支援とかいろいろ書いてあるけれども、果たしてそれに何人来るんかと、来てもらわんことにはこういった予防がでんのだから、そのためにかなり努力されてるわけよね。

ところがお風呂やったら自発的に来るんだから、そういった心配もないし、来た人に対してこれはまさに一石二鳥、三鳥と。だから、どうも対立して捉えていると。結果として、こういった事業がやろうとされているけれども、効果的にできないとそういったことが目に見えているんじゃないかと思うんですね。

古賀達也社会福祉課長

確かに風呂がある日とない日でのセンターの利用については、差があるというのは理解をいたしております。そういった関係で、当然、風呂の利用者については、必要性の中で説明いたしましたけれども固定化してる、特定の人というような部分もございます。

広い意味では、センターで事業を行っておりますけれども、例えば、いきいき健康づくり教室などについても、やはりセンターでするとなかなか集まらないというような状況もございますので、各町区の公民館とか、老人会の会合の折とか、そういう部分とタイアップして教室を開催したりしているところでございます。

また、先ほど新規に取り組みたい事業といたしまして、やはり取り組みやすい、手軽に場所もそんなに選ばないような事業として、ふまねっと運動等は非常に効果があるのではないかと考えております。当然、センターだけではなくて各町区の公民館とか——広さ的には畳、二畳ほどの長さがあればできますので——自宅とかでも貸し出し等含めて、できるかと思っておりますので、そういった形で利用者についてはふやしていく方向で今後考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

はい、もう一点ですね。

集約するということですが、さっき交通手段を聞いたんですが、車が27%、あと7割の人は徒歩ですね。麓とか旭、そういった人がどうやって中央とか若葉に行くんですか。こうした人たちを事実上、利用させんと、だからこうした人でもできるような、そういった何

か考えているの、これは一年前にも問題になったんですけれども。

その辺は何か考えておられるんですか。

古賀達也社会福祉課長

交通手段の確保といたしまして、この事業に特化した部分ではございませんけれども、本市におきましては高齢者の足の確保という観点で、高齢者乗車券の助成事業を実施いたしております。また、他の部署では交通の空白地帯であるところにミニバスを運行して、高齢者の足の確保をしてるところでございます。

そのような既存の事業等を活用しながら、交通手段の確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

麓地域にはミニバスないよ。

古賀達也社会福祉課長

麓地域につきましては、路線バスがあるかというふうに考えております。

以上でございます。

尼寺省悟委員

問題になった、山都地域から乗目までね、700メートル、1キロメートルあるとよ、どうやって行くんですか。

そしてそれから、またバスに乗ってね中央とか若葉とか、行くと思いますか。今までやったら、知ってのとおり麓の乗目と麓小学校の間にあって簡単に行けたわけですよ。だから行くんですよ。それをわざわざ1キロメートルも歩いてバスに乗って、そしてまた乗りかえて、常識的に考えて行くとは思わんでしょうもん。(発言する者あり)

古賀達也社会福祉課長

常識的に考えてと申されましても、現状としてはそういうことで高齢者の足の確保として、市全体で取り組んでるという事業について、活用していただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

中村圭一委員長

ちょっと確認のために申し上げておきますけれども、あくまでも議会、委員会に対していただいた陳情ですので、ことのやりとりというか、参考までにお聞きをするというスタンスで質問のほうはよろしく願いいたします。

松隈清之委員

尼寺委員が考える間、時間を……。まず、このセンターの全体的な利用者というのがどれくらいいらっしゃるって——もちろん何か事業した時には、多くなるんでしょうけど——今、1番に利用の固定化っていうところありますよね。60歳以上の利用実人数がことしの4月の調査で2%弱という数字出てる、これ見ると非常に低いなと思わざるを得ないんですけれども、そもそもセンターの利用者ちゅうのどんくらいいるわけですか。

センターの利用者に占める、入浴事業を利用している人の割合っていうのはわかるんですか。

古賀達也社会福祉課長

風呂のある日とない日の利用者数の資料をお配りしてもよろしいでしょうか。

中村圭一委員長

あればいただきたいと思います。

〔資料配付〕

古賀達也社会福祉課長

風呂のある日とない日ということで、利用者を——トータルの利用者でございます。鳥栖、田代、基里につきましては、まちづくり推進センター分館となります。若葉、麓、旭につきましては、まちづくり推進センターということになります。

トータルでいきますと、風呂の実施日の利用者は3万4,476人でございます。風呂のない日の利用者は1万541人となっているところでございます。

ただ、風呂がある日というのは風呂の入浴者も含めた人数でございますので、風呂の利用者だけの人数というのは、毎月では集計をしてないところでございます。

以上でございます。

松隈清之委員

お風呂の事業をどうするかっていうのを考えるのであれば、やっぱり利用者がどうなのかちゅうのを考えないかんと思うわけですよ。

そもそも問題なのは、今の風呂なしのときの利用状況っていうのをどういうふうに見るかなんですけど、老人福祉センター——今は別館だとか、センターに集約されてますけど——今後も介護予防とかにこういうの活用していこうと思うのであれば、そもそもの利用状況が、あんまりよくないんじゃないかなと思うわけですよ。先ほど、尼寺委員が慰労娯楽から介護予防に移行するといっても、おもしろくなかったら来ないじゃないか。僕はそのとおりだと思うんですよ。

だから楽しみながら介護予防につなげられる、そういう意味では先ほど、ふまねっと教室とかおもしろいのかもたないですけど、今の風呂の時に利用者が多いって間違いなことかもしれないけれども、実際、じゃあ多いからいいかっていうと、やっぱりそれでも人数的

には、以前の、特に老人福祉センターとしての施設の意義からすれば、利用者っていうのはもともとそれでも少ないのかなと僕は思うわけですね。

だから今後、これを機にというわけではないでしょうけれども、本来的なセンターの目的を果たしていく上では、私は入浴事業にこだわる必要ないと思うわけですよ。これがあるから多い少ないというのは現状の中では多少あるのかもしれないけれども。そこにこだわるよりも本当に楽しみながら、介護予防に取り組んでいけるようにすべきだと思うんだけど、そもそもこの施設に対して期待があるのかどうかだよ。こういうふうにしなきゃいけないとか、目的意識とか。

今までがあんまり風呂なしの時の利用者って、あんまり多いようには見受けられないんだけど、この状態ずっと放置、ある意味放置しているわけじゃないですか。それこそ名前が変わる前だから、老人福祉センターですよ、当時は。

だからそうであれば、入浴事業がある意味中心とは言わんけれども、に依存というか、入浴事業に割と人が来てたわけだから、だったらそれを生かせばいいと思うし、本来このお風呂だけで、そこの施設の目的は達成できないんで、それはこう変えていかないかんという思いがあるから変えていってるのか、この施設に対する期待とか、その目的意識というのがどれぐらいあるのかというところ、ちょっとお聞きしたいですね。

篠原久子市民福祉部長

本来、老人福祉センターというものにつきましては、やはり高齢者の生きがいづくり、健康の増進、高齢者の交流の場というようなのがもともと目的でありましたが、そのうちのひとつとして入浴事業があったというふうに思っております。

ただ、老人福祉センターも老朽化だったり、いろいろな経過があり、高齢者の方はあそこには風呂に入りに行くものだというような意識に段々なってきたというところ、松隈議員がおっしゃるとおりのことだというふうには思っております。

ただ、本来の老人福祉センターとしての目的の高齢者の、やはり福祉に寄与するものとしては、今、超高齢化社会を迎えて、高齢者が健康に長生きする、健康長寿というのが一番、今言われているところではないかと思えます。そこで健康長寿という意味では、確かに入浴事業もそれに役に立っているところありますが、利用者の固定化等を見ますと、もっと多くの人に老人福祉センター——現在は、ほとんどが分館となっておりますけれども——そこに集まっていただいて、できる限り多くの方に利用してもらいやすいような、高齢者の役に立つような施設にというふうな視点をもう1回、基本的な視点を見直すとともに、もう一つが、まちづくりというのを鳥栖市としても始めております。

地域にある公共の施設としてのまちづくり推進センター及び分館ということで、これを地

域の方たちが地域の高齢者は地域で見守るといような視点を持つこと、それもまちづくりの一環でというふうに思っておりますので、地域でまちづくり推進センターなり分館なりを自分たちの施設として捉えて、みんなで利用して、高齢者だけでなく高齢者も若い人たちも一緒に交流することで、高齢者の生きがいつくりも寄与するとか、そういうふうな事業を考えていただきたいといような視点のもとで、今回まちづくり推進センターと分館ということで、一つの施設というふうなことにしました。

一般質問でも、そのようにすること自体についての疑義もありましたけれども、まちづくりに寄与する施設と高齢者の福祉に寄与する施設、これ相反する施設ではなくて一つの施設でできるものというふうに思っておりますので、今後は、高齢者の健康長寿をできる限り支援するためにいろんな事業展開を、ここに書いておりますのは今のところ考えておる事業ですけれども、高齢者の福祉の視点とまちづくり推進センターを運営する市民協働推進課というのが一つの部になりましたことから、その辺、協力と協議をすることで、していけるのではないかというふうに考えているところです。

松隈清之委員

多分、そこら辺なんだと思うんですよ。今、言ったのは、もともと老人福祉センターで今、違いますよね。

だから目的意識としてどこに持っていくかで多分内容って変わってくるんで、明らかにこれはまちづくりの施設だと、もちろん、そういうまちづくりのいろんな取り組みの中で高齢者に対する取り組みも、できると思うんですよ、もちろん。それでもカバーはできると思うんですけど、そこを目指してはいないんだよね、もう。

そういう高齢者福祉とか介護予防というのを目的にしてないんですよ、この施設自体は。変わってるわけですよ。

だから、ここでいろいろ介護予防事業の推進ちゅうのは、あくまでこの施設に対する取り組みというよりは、課の取り組みですよ、きっとこれは。この施設に限らず、こういうことやっていくし、その一つの間としてこの分館だったりを使って行こうということなんだろうと思うわけですよ。

そうすると、この施設に対する認識とか目的意識っていうのは、当然、名称も目的も変わってしまって、条例上変わってしまってるんで。変わっていったら、それがもう条例でそうなる以上は、無理やりここに老人福祉の意義を押しつけるわけにはいかんということになるのかなと僕は思うわけなんだけれども、それであれば余計に担当課としては、それはそれとして、そういう高齢者福祉に対しても使っていないまちづくりの施設なんで、そこはやっぱり課が頑張って取り組んでいかないかんし。

その中で、入浴事業に限らず——僕は前も言ったことあるんだけど、ゲーセンにしたらいいと思うんですよ。高齢者も子供も一緒に楽しめるように。特に体を使うような昔のモグラたたきみたいなゲームも含めて、地域の子供たちと一緒に触れ合えるような場とかね。

風呂とかだと一緒に子供と入るわけにいかないんで、今まではそれに頼ってるっていうわけじゃないけれども、どっちも風呂やっときゃ来るやろうとか、風呂ぐらいしかないから風呂に行っつけていうふうな捉え方をされとった施設でも、考え方一つで、これきっかけにもっと地域の人と触れ合ったり、子供たちと触れ合ったり、より楽しみながら介護予防ができる施設、それは逆に今までは何もせんでよか——ある意味ね——考えんでルーチンワークとして、風呂やっつけばよかったというものを、もっと踏み込んでいろんなアイデア出して、逆にお金を使ってでも、やるぐらいな気持ちで、僕は担当課にはほしいなと思うんですけどね。

この施設を管理する担当としてじゃなくて、これまでの老人福祉センターが別のところに行ってしまったわけだから、そこを利用するっていう意味で、高齢者福祉の担当課っていうところが、今まで以上にやっぱり取り組んでほしいなと思いますけどね。それどうでしょうか。

古賀達也社会福祉課長

松隈議員の御提案、ありがたく受けとめさせていただきたいと思います。

御案内のとおり、これまで高齢者の施設であったものが、まちづくり推進センターというような衣替えをしたところがございます。そういった意味では、地域の施設ということで、当然、高齢者の事業に限らず地域の中での交流拠点としての位置づけを發揮していくべきものだというふうに考えております。

特に、これまでの老人福祉センターという位置づけもございますので、高齢者関係の事業については、こちらのまちづくり推進センター分館のほうが中心的な活動拠点と申しますか、施策を実施する場所になるのかなと思っておりますが、今後は、そういう観点で地域での拠点施設、地域住民が交流できるようなスペースとしても考えていくべきだというふうに思っております。

それで、いろんな各センターのほうでサークル活動や、自主事業等を行っておりますので、それについて例えば、囲碁の大会とかを毎月練習されて、毎月1回定期的に大会をしてあるようなセンターもございます。そういったところについては、市としても支援をしてみたいと思っておりますし、非常にありがたく思っておりますのでございます。

また、ある施設では年明けになりますけれども、自分たちで材料等を、小豆とか餅を持ち寄って、ぜんざい会をしましょうというような取り組みも自主的にされてるところもござい

ます。

そういった意味では、行政のほうもいろんな施策を考えて行きますけれども、地域の中でもそういうところでいろんな工夫をされて、活用していただければというふうに思っておりまし、行政のみならず地域の住民でセンターを拠点にいただければというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

松隈清之委員

ある意味、今までは風呂しか楽しみのない施設だったんですよ、ほとんどね。

だから、今から風呂以外の楽しみをどれだけつくれるかなんですね。お風呂を取り上げられたで終わってしまっは多分、議会としてもそれで終わりだったのかっていうことで不満が残るけど、僕は一議員としてはある意味、風呂を取り上げるのであれば、それ以上の楽しみを用意しなきゃいけませんよってことですよ。

逆に言ったら、今まではそれしか楽しみを用意してなかったんだから、僕はもうちょっとこうなる前に——こうなるというか——そういうふうな固定的な施設として、市民とか高齢者に位置づけられる前に、もっと楽しみを持てるような施設にしとくべきだったと思うんだけれども、結局、風呂がなければ人も来ないような施設になっったということは、やっぱそれまでの取り組みがちょっと弱かったのかなっていう気はしますよね。だから、そういう意味ではお風呂取り上げるのであれば——きつい言い方すれば、取り上げるのであれば、今まで以上に楽しめる施設としてその内容を充実させていただきたいなと思いますね。

これ答弁いりません。

小石弘和委員

今、先ほどから議論はされていますけど、これ老人センターの風呂の施設がいつごろ開設されたんですかね。

ちょっと部分的に言ってください。

中村圭一委員長

それぞれの開始の年度、今すぐわかりますか。

古賀達也社会福祉課長

それでは風呂のあり、なしの日の利用者数の施設の順番に申し上げますと、中央につきましては、平成8年に建設をいたしております。これは、もともと中央老人福祉センターは八坂神社のところでありましたけど（発言する者あり）はい、済いません。

それから鳥栖につきましては、昭和54年でございます。田代につきましては、昭和55年でございます。若葉につきましては、平成12年でございます。基里につきましては、昭和

52年でございます。麓につきましては、昭和51年でございます。旭につきましては、昭和57年でございます。

以上でございます。

小石弘和委員

中央と若葉、これ大体風呂の平米数は、どのくらいあるんですかね。男女合わせて。

古賀達也社会福祉課長

濟いません。今、手元に資料がないために、すぐにはお答えすることはできません。

申しわけございません。

中村圭一委員長

ちょっと調べていただいている間に、ほかの質問があれば。

小石弘和委員

これ若葉と中央に、特定のセンターに利用が集中していると、いうふうなことでございますけど、これは両地区とも住宅地区のど真ん中にあるわけですよ。そして人口も密集してるわけですよ。

だから、この書き方自体が利用が集中してるっちゃうことはおかしいんじゃないかなと私は思うんですけどね。

それから、先ほど松隈議員が言うように、風呂を取り上げたらね、それに見合うようなもの、どういうふうな計画を今後はされていくものかということと、恐らく風呂の改修が昭和からずっとしてますけれども、相当老朽化しているわけですよ。年間どのくらいの、修理とか経費がかかっているものかなと。それがわかれば、ちょっと教えていただきたいと思えます。

中村圭一委員長

年間の運営経費、諸費用。

古賀達也社会福祉課長

工事について、年度については、ばらばらでございますけれども大規模の改修、当然、入浴施設だけではなくて老人福祉センターも含めてでございますけれども、多い時ではやはり900万円程度の改修を実施している時もございますし、少ない時では150万円程度の改修をしているところもございます。また、全然改修工事を実施してない年度もございます。

以上でございます。

小石弘和委員

じゃあ、老人センターの風呂ですね、年間——平成24年度で結構ですけど——全体的に何ぼかかっているんですか経費が。それがわかれば、ちょっと教えて、部分的にですね教えてい

ただきたい、人件費含めて。

中村圭一委員長

年間経費出ますか。

古賀達也社会福祉課長

済みません、人件費を含めてのトータルの経費は今、手元に資料がないために申しわけございません、お答えることができません。済みません。

中村圭一委員長

燃料費だけはすぐ出ますよね。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

燃料費でございますけれども、平成 24 年度決算でございますが、燃料費の総額は約 1,220 万円となっております。

光熱水費につきましては、平成 24 年度決算で 1,725 万円となっております。

小石弘和委員

私、資料が欲しいのは、結局この 5 カ所の分をやめた場合、どれだけの経費が削減できるとかなど。

中村圭一委員長

それ私の一般質問で答弁されてますよね、以前ね。

それ今、資料ありますか。

古賀達也社会福祉課長

以前、一般質問の時の答弁では 700 万円程度の経費節減を見込んでおるということでございますけれども、先ほど人件費の御質問出ましたし、施設のあり方についても御意見いただいたように、当然、入浴事業にかかわっていた職員をそのまま入浴事業がなくなったら、やめるのか、ではなくてやはりまちづくり推進センターの分館等としてより地域の拠点として整備するためには、人員体制については強化を図っていくとかいう観点もございます。

燃料費も今回、委員会のほうでも補正をお願いしておりましたけれども、やはり燃料費の高騰とか使用量等が変わりますので、一概には以前答弁した 700 万円にはならないかと思えます。

もう一つは、中央老人福祉センターとあと若葉まちづくり推進センターについて、使用数等をふやしますと、やはり経費節減の効果としては 700 万円と以前答弁をしておりましたけれども、予算でいくとまだ減るのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

小石弘和委員

私が聞いているのは、例えば5カ所、要するに閉鎖した場合、どのくらいの経費節減ができるのか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

燃料費だけでございますけれども、昨年、平成24年度の実績でございますと約240万円ほど燃料費の節減はできるのではないかと考えておるところでございます。

小石弘和委員

いや、全体の経費ですよ。全体の、人件費も含めてですよ。

鳥栖、田代、基里、麓、旭。平成25年度にどのくらいかかったちゅうことはわかるでしょう。

中村圭一委員長

お風呂にだけ専属で人が配置されてるわけじゃないんでしょう。なので、どの人件費ちゅうのがなかなか出しにくいんじゃないかなと思うんですけど。ちょっと説明してもらっていいですか。

古賀達也社会福祉課長

分館として、今、基本的には体制としては、分館長とあと週4日勤務の嘱託の職員がおります。

あと、入浴事業にだけに特化した業務ではございませんので、それについては今、全体の経費については持ち合わせていないところで、集計してみないとわからないというところがございます。

申しわけございません。

小石弘和委員

執行部としてみれば、要するにこの5カ所をやめたいというのは、経費節減の考えもあるわけでしょう。

修理がかかる、燃料費がかかる、要するに年間何千万円てかかってくるわけですから今後、利用から考えればほとんど、要するに経費が減らないと、ふえていくというふうな現状を私は考えているんじゃないかなと、私思うんですよね。

その点どうですか。

中村圭一委員長

その今、テーブルに載ってないのは、ボイラーがもうほとんどだめになってるっていうところも大きいんだと思うですよ。それは表に出てる経費じゃなくて、直近で見込まれるというところで、その前に何とかしようっていう話しじゃないんですか。

古賀達也社会福祉課長

ボイラーの改修で中央、若葉を除いて、今後ボイラーの改修が見込まれるトータルの金額は3,750万円程度が見込まれるところでございます。

小石弘和委員

もう、そういうふうな経費がかかるというような見込があるなら、その見返りのようなものを、事業をして、風呂を要するにやめるような方向も執行部は考えてもいいんじゃないかなと私は思うんですけどね。

その考えはどうか。

古賀達也社会福祉課長

当然、事業については、先ほど資料でも御説明しましたように、楽しんでできるような事業として、ふまねっと教室とか。これも、当然、委託料とか、あと道具代とかそういう部分もかかってまいりますし、当然、経費がかからない方向でも事業をしたいと思います。

今、来年度に向けて執行部としては、こういう事業を考えておりますけれども、小石議員言われるように今後、積極的に事業については考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

中村圭一委員長

その他、担当課にする質問と、質問が大体出そろったら委員間での協議もしたいと思いますので、まず執行部側に何か確認事項があれば、先にその旨をよろしくお願いします。

古賀和仁委員

最初にできたのは昭和51年かな、ということですがけれども、その当時の利用者のニーズと現在のニーズが全くマッチしてないんじゃないかと。

要するに、利用者が求めるものとそうでないものの違いが出てくるんじゃないかと。最初のころは風呂を中心にやってきたのが、やがていつの間にか風呂に入り行くと、その後のどういうふうなあとをやっているか知りませんが、その風呂自体がもう利用者からすると非常に、何か魅力がない部分がかかなり出てくるんじゃないかと私はそういうふうに思います。

その中で、この会館自体の存続をするのであれば、それに合ったようなニーズをやっぱ考えて、サービスを考えて行くと、これ先ほどから皆さん言ってらっしゃるんですけども、それをやっていくべきじゃないかと私は思ってるんですけど。

将来的に、この老人センターをこの介護予防事業の推進の中でやって行くということになれば当然、いろんな事業を、サービスを考えられると思うんですけど。ただ一つだけ、ふまねっとだけを考えるとというんじゃないかともう少し、このくらいのサービスをしてはどうかというそういうふうな、長期的な考え方っていうのは執行部の皆さんは、どういうふうに考え

られているのかですね、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

古賀達也社会福祉課長

旧老人福祉センターにつきましては、先ほど、小石議員にも申し上げましたように昭和50年代に建設した施設もございます。

当然、施設のあり方については、市全体で今、保全計画を策定しておりますので、その中でどのような形で、今後していくのかというのは、出てくるかと思えます。

あと、事業につきましては、まずは介護予防的な部分では歩行機能の改善なり、認知機能の改善に効果があるという実証ができていくふまねつとを、まずは取り組んでいきたいということで、今後につきましては、当然、今、介護予防事業でもいろんな教室等も行っております。そういった部分では、介護保険制度もいろんな改正の予定もございますので、そういったところを踏まえながら、来年度、次の高齢者福祉計画をつくってまいりますので、そういったところも踏まえながら、今後の事業展開を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

私も時々、施設自体は見学に行くんですけど、いろいろ聞いてみますとほとんど風呂に入ったらさっさと帰るという利用者も結構多いということで、実際風呂に入ったあと、いろんなコミュニケーションを交わすとか何かやるとかほとんど、その部分が、なかなかやってない部分が多いというお話も聞きますので、やはり風呂だけ入りに来るというふうな感じではセンターの存在意義っていうのはほとんど、薄れてくるんじゃないかと。風呂に入って、そのあとにいろんなコミュニケーション交わすちゅうのが本来の地域の元気であるというあり方だと思ってるんです、ぜひそういうふうにできるような施設になってほしいということでございます。

中村圭一委員長

伊藤委員、飛松委員、今までの話の中で――議員間で協議をしますけれども――執行部に何か確認しときたいことがあれば、今のうちに何かあれば、お願いしたいと思いますが。

飛松妙子委員

済みません、ちょっとお尋ねさせていただきます。

利用の固定化のところに出てくるパーセンテージなんですけれども、多分約2万人の中の、543人と359人になると思うんです。

この2万人の方が健康な方なのか、デイサービスとか介護施設に入られてる方とかもいらっしゃると思うんですね――鳥栖市に住まわれている高齢者の方が――その方を外しての人

数なのかどうかを教えてくださいませんか。

古賀達也社会福祉課長

住民の中の65歳以上を分母といたしておりますので、そういうデイサービスを受けてある方とか施設入所されてる方も含まれます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

そうしましたら、1日あたりに利用者のこのパーセンテージが全く利用できない方も含めてのパーセンテージになりますので、本当だったら利用できる方のパーセンテージを出されたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、その辺の人数というのはやっぱり市としてはつかめないということですよ。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

市としては、そういう数字は正直な話、つかめません。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

すごく、人数を把握するのはとても大変なことだと思うんですけども、やっぱりこの数字だけ見ると、本当に利用者が少ないなっていうふうに我々思うんですけども、実際利用できる方の何パーセントなのかなっていうところを考えると、ちょっと出し方にも検討の必要があるのかなっていうのをすごく思いました。

あとアンケートの調査のところも1,200人から回答をいただいたということだったんですけども、これも2万人のうちの何千人に対して出されたのかとかわかりますか。

中村圭一委員長

2,000人で言いよったですかね。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

60歳以上の方の2,000人を無作為抽出いたしまして、アンケートを実施しまして1,200人から回答をいただいたということでございます。

飛松妙子委員

最後に、介護予防の事業の推進で、市民の意見というところも先ほどの1,200人の中の意見ということで解釈してよろしいでしょうか。

古賀達也社会福祉課長

市民の意見につきましては、議員御指摘のとおりアンケートでの意見でございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

飛松議員の質問にもちょっとかぶるところがあると思うんですけども、アンケートのとり方として、60歳以上ってということなんですが、今、周りを見渡すと60歳以上の方というは、非常に元気な方ばかりだというふうに思うわけですね。実際、私のお袋にしても73歳で本当に元気にまだ動きまわってわけですね。

もう少し、アンケートを取るに当たって、この対象年齢を考え直されたほうがいいのかなんていう考えもございますので、その辺は提案ではないですがもう少し、70歳以上になるとやっぱりパーセントもアップするというふうに思うわけですね。その辺は、もう少し考えていかれたらどうかなというふうな単純な疑問は感じております。

それと、先ほど小石議員のほうからもあったんですが、やはり費用対効果というのはきちっと出していただくと比較の対象になりやすいのかなというふうに思いますので、もし、そこまで出していただくということが可能であれば、今後出していただくと非常に参考になるなというふうに感じております、御提案です。

以上でございます。

中村圭一委員長

はい、ありがとうございます。

尼寺省悟委員

もう1点だけ。私が今まで言いよったのは、入浴事業というものを介護予防事業の中にきちっと位置づけるべきだと、このいろんな柱ありますけどね。

あなた方だってその入浴に対してこんなふうに言ってるんですよ、入浴事業について。介護予防の貢献を否定するものではなく、友人との交流や引きこもりの防止の効果があると、こういう形でしてるわけです。

だから単に入浴を慰労とかそういったものじゃなくて、介護予防の中にきちっと位置づけるということをしんといかんと、何か対立するような言い方だから。そうなってくると私としては、例えばこういった、ふまねつとかいろいろ書いてあるけれどもじゃあこれで、よそは人が集まったけれども、やってみて集まるかどうかわからんと。

現実的にある日とない日では3万人と1万人ですか、そういった現実も片方にはあるわけです。だから、そういうことを考えると当分の間やってみて、状況を見るということも一つの手ではなかろうかと、状況見ると、並行してやっていくと（発言する者あり）だから入浴事業も今までどうり続けていくと。

だからひょっとしたら、入浴事業やめてしまったら、もう3分の1、ほとんど来ないようになると。肝心の介護予防だってできなくなると。そういうことだって十分、今のこの現実

から見たら考えられるわけですね。

だから、入浴といっても介護予防の中に位置づけるならば、きちっと位置づけるならば、それはそれずっとやっていって、これはこれとして両方継続していくと、そういうことも考えるべきじゃなかろうかと思うんですけどね。片方は、ぱっと切ってしまうんじゃなくて、その辺どう思いますか。

それだけちょっとお聞きしたい。

古賀達也社会福祉課長

議員おっしゃるとおり、入浴事業について一定の介護予防的な部分についてを否定するものでございません。

そういった観点もありまして、一度に廃止というわけではなくて、2カ所に集約をすることで、入浴事業についても継続は、施設は集約しますけれども実施を継続してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

そう言うから言いたくなるけれども、じゃあ麓とか基里とか田代の人は切り捨てられるわけですよ。交通手段ないんだから。あなたたちは、2カ所に集約する、集約するというけれども、現実的に交通手段持ってない麓とか基里とか旭の人はないんだから、切り捨てられるわけでしょうもん。

だからそういったことがないように、当分の間、こういったほかの事業が軌道に乗るまで——百歩譲って軌道に乗るまでね——それはそれとして継続していくべきじゃないのかと思うんですが。

中村圭一委員長

じゃあ、もう一言だけ部長。

篠原久子市民福祉部長

昨年、市長のほうから再検討すべきこと、精査すべきことがあるというふうなことで、1年間というところで市民アンケート等、利用者アンケートを取ったうえで入浴事業としては認めるけれどもというところで、このような結論を出したところであります。

中村圭一委員長

一旦、休憩を挟みまして、午前11時15分から委員間で今の件、ちょっと整理をさせていただきたいと思いますので、執行部はもう、きょうのところはこれで結構でございます。

あすは午後10時から国保の勉強会をさせていただくというところで、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 2 分休憩



午前 11 時 12 分開議

中村圭一委員長

再開をさせていただきます。

これより、委員間での自由討議に入らせていただきますが、今回付託された、議案、乙議案、甲議案含めて何かこの場で、議員間で協議をしたいことがあれば申し出ていただきたいと思いますが、何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいですかね、今回は。

じゃあ先ほどまで、執行部からいろいろと説明受け、そして質問をしておりました陳情第 23 号 老人福祉センター施設内における風呂設備等の存続願い、陳情いたします。という件に関して、議員間の自由討議をさせていただきたいと思いますが、議事録にも残りますので、挙手のうえ発言をよろしくお願いいたします。

尼寺省悟委員

私は 2 点言いたいんですけど、一つは冒頭に言いましたように、1 年前に趣旨採択をしたと、風呂については存続を求めると、いうことにもかかわらず 1 年間で、1 年間やったけれども 1 年間でもうやめると。

その 1 年間でやめるに当たって、実はこれこれこういった——1 年間やってみていろいろ検討したら、こういったものなんだというふうな、ちゃんとした説明、納得できる説明があれば、はいそうですかと言いますが、今聞いた話では到底納得できるような説明ではないので、私としてはやっぱり求めるべきだと、存続するべきだということ。

それからもう一つは、入浴事業といったものは、単に娯楽とかそういったものじゃなくて、介護予防の中できちっと大きな一つの柱として位置づけてやるべきだとそういうふうに思います。それで、現実的に 3 万人と 1 万人、お風呂のある日は 3 万人やけどない日は 1 万人と、皆さんおっしゃるようにほかに魅力あるっちゃうか、ないから来ないんだと、そうであるからということで魅力あるものにするために、いろんなものを出されとりますけれども、果た

してそれで多くの人が集まるかどうかは全くもってわからんし、そういったことを考えるならば、やっぱり風呂といったものは介護事業ということで位置づけてやるべきだと。

そういうふうに私としては考えます。

中村圭一委員長

その旨、執行部に対して要望すべきということによろしいですかね。

皆さんそれぞれ御意見をお聞きしたいと思いますが、小石議員どがんですか。

小石弘和委員

(聴取不能)

中村圭一委員長

何にもないということですね。古賀議員、何かありますか。

古賀和仁委員

先ほども言ったんですけれども、老人センターそのものの存在がどういうふうな目的で、これから運営していくか、ここをしっかりと踏まえたうえでやっていかないと、風呂だけを残すとかそういう形では、この施設自体が市民の皆さんのニーズにこたえることができないというのが私の基本的な考え方です。

それで、その中でどういうふうな事業ちゅうか、サービスをやっていくか、これをしっかりと踏まえたうえでやっていかないとその辺を踏まえて、当然、結果として経費は削減の一つの対象になると思います。

ただ、100%費用対効果だけでもできない部分が、高齢者の人に対する事業というのは、当然残ってきます。これは、介護予防というのは当然必要であるし、また地域の中で、活動していく人たちのスペースを確保するということもありますから、その中でしっかりと、やっぱりいろんな事業を提案しその中でこれをしっかりとやっていくというのが私は必要じゃないかとそういうふうに考えております。

中村圭一委員長

先ほど、執行部とのやりとりの中でもそれぞれ意見出てましたけれども、要は風呂をなくす分だけ、逆により魅力的な事業をそのかわりに推進していくべきだということですね。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

どうですか飛松委員、何かありましたら御意見承りますけど。

飛松妙子委員

先ほどお話をいろいろお聞きして、旭、麓の皆様の御意見は風呂を例えばなくすんだったら、こういうのをつくってほしいとかいうのは執行部の方が多分、聞かれてないんじゃないかと。やっぱり地元の方の具体的な御意見を聞くことによって、それだったら行きたいよね

というような、まちづくり推進センターというですかね、をされたらいいんじゃないかなあっていうのをすごく思います。

やっぱり、利用者の方が喜んでいただかないと意味がないと思うので、何のためにそういうものをつくるのかっていうところから発想されたらいいんじゃないかなって思いました。

以上です。

中村圭一委員長

はい、ありがとうございます。

今、古賀委員がより魅力的な事業を考えるべきという中で、かてて加えて実際の利用者アンケートというか、お聞きをして、そういったニーズも酌み取りながら魅力的な事業を作っていくべきというふうなところでよろしいですかね。

伊藤委員どがんですか。

伊藤克也委員

私も介護予防事業の今後のあり方っていうか、その内容をやっぱり皆さんで議論をしてよりいいものを実施していく方向っていう、執行部のきょうの答弁というか、内容は私自身は評価するものだというふうに思ってますんで、その内容を今後より一層、松隈議員も提案されましたけれども、いろんな方向性で考えていくべきだというふうに思ってます。

それともう1点、風呂を2カ所だけ存続するということに対してなんですけど、どうしてもやっぱりほかの廃止される町、周辺の方にとってはやっぱり不満の対象になるなというふうなことは感じます。

やっぱり不公平感というのが出てくるんじゃないかなっていうふうな気持ちが残ります。その辺は、言い方は悪いですけども、全て廃止するというのも一つの考え方なのかなと、いうふうな率直な気持ちを持ちました。

以上でございます。

中村圭一委員長

不公平感の解消を今後もしっかり検討すべきということで。

伊藤克也委員

そうですね。

先ほど御意見があったように不公平感を解消するためにも、事業内容をもっとよりよいものにしていくというのは必要じゃないかなと思います。

中村圭一委員長

じゃあ、副委員長。

松隈清之委員

一つは、まちづくり推進センターの別館ということで位置づけが変わってる施設がもう出てるということなので、それを考えると殊さらに、これまでどおりの利用形態を押しつけるという――それが議会で通ってますから――押しつけるわけにはいかないというふうにも思いますし。そういう意味では、この陳情に関しては――私は集約、あるいは今後の廃止も含めて、了としたいんですけど――それは先ほどからずっと執行部に申し上げてましたが、今まで以上に高齢者の福祉、介護に対する取り組みを充実させる必要があるというふうには思います。やはり風呂だけが楽しみになってる施設であったというのは多分、これまでの利用状況からすると、ほぼそう言われても仕方がないのかなと。

ですから存続する施設に関しても、今後、将来的な廃止も考えるのであれば、今まで同様の利用、あるいはサービス事業のあり方を見直して、存続するところについてもこれまで以上に介護予防、あるいは地域の人々との交流の場として生きるような施設として。

基本的に残る施設というのは、さっきありましたように新しいですよ、平成に入ってから。ほかのところは、要は施設がもう古くなってメンテナンスだとか、改修が必要になってくる、そういうところを先に廃止したということなので、たまたま新しいから残ってるというだけなんですよ。集約したというのは聞こえはいいですけども。

だから、なくすのも、恐らく施設がまだ新しかったら、なくそうという声すら多分、執行部の中で出てこなかったということは、あまりそこに目的をもって廃止したわけじゃないですよ、結局は。

今後、費用がかかると、かかってくるから廃止したということではあるんですけども。であれば、これまでのそもそもの利用状況自体に問題があったと僕は思わざるを得ないんで、特に廃止するところに関しては、より介護予防だとか、地域の人との交流の場として生きるような、今まで以上に積極的な取り組みを求めておきたいと思いますね、執行部には。

中村圭一委員長

はい、ありがとうございます。

それぞれ御意見をお聞きしましたが、委員間で何かこの人に聞きたいとかがあればお聞きをしますが、何かありますか。

〔発言する者なし〕

なければ今、全体お聞きをした中で、尼寺議員のほうから今後も入浴の事業を介護事業の中にしっかりと位置づけて継続すべきという御意見がありました。それ以外は小石議員、充実すべきというところには賛成いただけますか。（発言する者あり）であれば、廃止する分より充実した介護予防（発言する者あり）介護事業や交流の場としての充実した事業を展開してほしいと。

それと不公平感の解消も今後も継続し、しっかりと検討していただきたい、という部分を執行部に要望すると。要望する中で、尼寺委員のこういった意見もある中で、少なくともこれだけは要望します、という形で要望してよろしいですか。

よろしいですかね。（発言する者あり）はい、尼寺委員。

尼寺省悟委員

介護予防事業は充実せないかと、今まで以上に。

そしてその中に入浴事業を位置づけるべきというふうなことです。そういうことです。

中村圭一委員長

そういった御意見もありましたがということで、併記した上で要望させていただきたいというふうに思います。自由討議、一応そういう形であす総括の中で、執行部に対して委員長から要望させていただきますが。

その他、きょう何か、せっかくの機会ですので、あれば承りたいと思いますがよろしいですか。

古賀和仁委員

ちょっと皆さんにお聞きしたいんですけども、有料の部分まで含めてこういうところで、についてはどう思われているのかですね。サービスをする、風呂も含めてこのセンターの中の有料の部分のサービスまでについては、皆さんどう思われているのか。

私は、そういうのも含めて積極的にやるべきじゃないかなという考えを持っているんですけども、皆さんどう思われているのかですね。

中村圭一委員長

お金をいただいてでもやる事業も検討すべきと、無料ばかりじゃなくてということですか。

古賀和仁委員

そうです。それはどう思われているのですね、皆さん。

中村圭一委員長

それが魅力的なものであって、お金取ってでも皆さん来ていただけるような事業であれば、別に構わんのではないかなと思いますけれども、個人的にはですね。

皆さんどうですか。

尼寺省悟委員

この中に、おしゃべりの会（ぼかぼか・えんがわ）とあるでしょう。これ、私が知ってる人がやってるんです、全く民間ですね。市からの援助ちゅうのもほとんどないんですよ。

それで1日やるんやけれども、弁当代、自分で出してやってるんですよ。そういうとこ

ろもあるんですよ。自分の金で、昼飯代とかお茶だとか、500円とか持ち寄って、実質的にこれは自分で負担しているわけですね。

だから、あんまりそのことを強調するとせつかくの介護といったものが、ちょっとおかしくなるじゃないかな。

古賀和仁委員

例えば、お風呂ですたいね、スチームとか泡とかですよ、ぬかとかですね、風呂としてはいろんなのがあるわけですね。そういうのも含めて、集約するのであれば、そういうふうな事業ができないものかなと。

例えば、一つのところに集約すれば……。イメージ的には、小郡市のほうに行くと「満天の湯」とか、ああいうイメージ。あれはほとんど有料ですから、有料で300円とか500円なんですけど、そういうイメージがちょっと頭の中にあってですね。

鳥栖市内の風呂の事業自体が例えば、やまびことかとりごえありますけど。市民からすると、ちょっとニーズにはなかなか、風呂事業としては達していないんじゃないかというイメージがあるものですから、風呂としてですね。（発言する者あり）だから、その辺は公共の施設としてできるんじゃないかなという、イメージ持ってますものですから。

その辺を踏まえて、皆さんの御意見があればお聞きしたいと思います。

尼寺省悟委員

我々は、介護保険の保険料払ってるわけよね。そして例えば、要介護度5になったら、年間300万円ぐらいいるわけね。公的なもの負担するわけよ。そうならないようにこういった事業やるんだから、そこに金を幾らやるかとかそんな問題じゃないと思うんですよ。

こういった問題は、こういったことやって、そこに多くの人に参加して、結果的に介護度が悪くならなければ結果として、財政よくなるんだから。あんまりその辺のことをちまちま言いよるのは、ちょっとどうかなと思います。

中村圭一委員長

小郡市の例を見てということで、1つの案というか、御意見として賜ってきますね。

その他なければ、きょうの委員会……、はい、副委員長どうぞ。

松隈清之委員

今の有料のサービスについてなんですけど、例えば、そういう教室にしてもなかなかない。逆に民間もなかなかないので、そういうのを有料ででも、要は知的的好奇心とかで、例えば、趣味の部分でもやりたいっていうのであれば、僕はいいと思うわけですよ。

例えば、陶芸教室やるのに、より多くの人に参加してもらおうと思ったら財源のこと考えなくていいんでね。でも、その作るのも自分で作ったものが、例えば自分のものになると思

えば——材料費ぐらいの——そこら辺は有料でもいいと思うわけですね。

ただ、その風呂とか何とかそんなのに関して有料にする必要はないと思うけど、より幅広い、それこそさっき飛松委員言われましたけど、利用者の希望とかの中でこんなのはお金を払ってでもいいから、やりたいんだと。もちろん介護予防の観点もあるんだけど、生きがいづくりっていう観点もあるんで、そういう意味では、民間であれば、いやお金を払ってでもやるんだけど、そういうのがなかなかないんだよねとかね。とか、遠いだよねとかっていうようなものであれば、その希望者の声聞いて有料のやつとかがあったって、僕はいいと思うわけですね。

例えば、年ととるけんて、もしかしたら韓流ドラマ見て俺ちょっとハングル勉強しようかなって言うやつもおるかもしれんしね、そういう知的好奇心を満たそうというそういう人に関しては、場合によっちゃそんな高額にならないような有料の、そういう教室とか、そんなのはあっていいと思うわけですよ。（発言する者あり）

尼寺省悟委員

何年か前に、男の料理教室があった、60歳以上の。そこは少なくともね、材料代は自前なんよ。500円出してから、保健センターがやってるところがあるけど、保健センターがやってるそういったところでも実質的には金は取ってる。

だから、あえてそこでほかのどうのこうのっちいうことは言わんでも、そういったことはやってるよね。（発言する者あり）だから、あなたが金を取れ、金を取れて言うけれども、実質的には金は取ってるって。

中村圭一委員長

だから先ほど、最初に私、申し上げたように利用される方が、少しでも払ってでもっていうものがあれば、それを排除する話ではないという程度でよろしいんじゃないですか。

絶対無料じゃないといかんというと、幅も狭まるわけですから（発言する者あり）そういうことですよ、結局おっしゃってるのは。

副委員長どうぞ。

松隈清之委員

やってるとこはやってるでいいですよ。例えば、やってるから、それはもうそういうところでやってるから、別にそこでやらなくていいわけじゃないですか。あるいは、保健センターだと遠いから、近くのところでやってほしいというニーズもあるかもしれないし。

あくまで利用者がどう思うかの話なんで、何でもかんでもお金取ってやれという気はないんだけど、僕はさっきゲームコーナー作れって言ったけど、そんなの無料でいいと思うわけですよ、それこそ別に電気代だけの話なんで。中古の機械を置いてやるんだったら風呂の維

持費よりははるかに安いと思うわけですよ、燃料費とかよりは。

要は、風呂の件もそうなんだけれども、利用者がこう来てたとしても固定化したら、さっき言ったようにもう全体の中で何%とかだったら、これが介護予防に、全体の介護予防にどれだけ資するものになっとなのかと、費用対効果としては。より多くの人々がもっと体を使ったり、楽しんだり——精神衛生上もね——充実した時間を過ごすのにかかるコストっていうのは、僕は今これしかないから——これをなくしてほしくないという声あるけれども——このコストをかけるんだったら、より多くの人により充実した時間を提供できるのであれば、全然あっていいと思うわけなんですよ。要は、利用者ふやすためにはコンテンツが多くないとだめだよ。

だから、風呂一本に絞るんじゃなくて、さっき言ったように中には有料のやつがあったっていいわけだし、どれだけコンテンツを用意できるかで、より幅広い人をカバーできるかっていうのは変わってくるんで、そこは逆にこっちから無料だからとかっていうふうに制限するとコンテンツ狭まっちゃうんで、そこは利用者の声も聞きながら、やっぱそのコンテンツを準備するのが多分、執行部が今までやってこなかったから、こんな状況になっと思うわけですよ。

そこはやっぱり、逆にあんまり制限をかけないで、コンテンツをより幅広く用意するっていうことを取り組むべきだと思うんだよね。

中村圭一委員長

そういう意味合いということで御理解ください。



中村圭一委員長

ほかになればきょうの委員会、これをもって散会いたします。ありがとうございました、お疲れさまでした。

午前 11 時 33 分散会

平成25年12月19日（木）

1 出席委員氏名

委員長 中村 圭一

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 古賀 和仁 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第 19 条による説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 石橋 沢預

〃 課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長 青木 博美

市民課長 塚本 静一

市民福祉部次長兼国保年金課長 内田 幸男

市民福祉部次長兼税務課長 久保 昭夫

社会福祉課長 古賀 達也

市民福祉部次長兼こども育成課長 木下 博亮

市民福祉部次長兼健康増進課長 井邊 正文

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 武田 隆洋

5 審査日程

議案審査

- 議案乙第35号 平成25年度鳥栖市一般会計補正予算（第5号）
- 議案乙第36号 平成25年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案甲第28号 鳥栖市まちづくり推進センター条例の一部を改正する条例
- 議案甲第29号 鳥栖市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案甲第30号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例
- 議案甲第31号 鳥栖市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案甲第32号 鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案甲第33号 鳥栖市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案甲第35号 鳥栖市休日救急医療センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案甲第56号 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

元々反対なんです。

今回の件いろいろ議論されて、私なりに整理してみると、使用料については消費税を含んでいると。

手数料について——住民票の発行等——は消費税は含まれてないけれども、今回の診断等については消費税を含んでると。

その一方で、使用料に転化した消費税について市は納税はしないと。国に対して納税はしない、税務署に納税はしないと、この分ですね。これは、担当の総務課に聞くと——正確ではないんですけども——基本的には納税はしない。

納税をしないならば、引き上げる必要はないんじゃないのかというふうなことで、私が冒頭部長に対して、幾つかの自治体では、消費税増税分を利用料アップに含んでないところがあるけれども、そういった検討はしたのかということについては、やってないということも言われたんですが、調べてみるとそういったところでは、本体価格を下げて実質的に利用料のアップをしていないと、そういったことをやってると。そういったことも鳥栖市としてはできたんじゃないのかなと。

それから、どうして納税しないにもかかわらず使用料を上げるのかについて、部長からは、さまざまなコストアップがあるからということなんです——これも余り正確ではないということなんです——地方消費税というのがあって、現在の消費税5%のときは1%あり、消費税が8%になるときは1.7%。0.7%アップするわけですね。その分が、市に還ってるわけです。

その額について、幾らかちゅうことは財政課に聞いても、まだはっきりしないということなんです——一億、二億円はあると思うんですが——その分で十分対応できると。

そうした意味で、私は今回の使用料、利用料のアップは、する必要はないというふうに思ってます。そういった意味で反対です。

それから陳情についてなんです、私は何回も言いますように、入浴事業というものを介護事業の中にきちっと位置づけるべきだという話をしました。位置づけるべきだと、入浴そのものだけ取ってみても介護に非常に大きな影響を与えると。

要するに、徒歩で行くこと、歩いて行くことですら体にいいことであるし、行ってみていろんな人と話すことができると、引きこもりをなくすとそういった意味でいいことだと。

だから私は、介護事業の中に今回——幾つか、8本か9本ぐらい——こういった事業やっていくんだと言われたんですけど、その中に私は位置づけるべきだと思うんです。

それともう一つ言いたいのは、これ鳥栖市老人福祉計画なんですけど、この中に——平成21年度のものなんですけど——ここにこう書いてるんですよ、62ページね。「老人福祉センタ

一では、介護予防拠点施設として健康増進、教養の向上、レクリエーションのための憩いの場を提供しており、市内の高齢者が気軽に利用できるように心がけている。」というようなことで、講演会、研修会、ゲートボール、ネンリンピック、それから趣味の講座、囲碁、娯楽それからいろんな健康相談等。だから、実質的にやってるよね、今までだってこういった介護、娯楽とかそれだけでなく、いろんなさまざまな事は。

やっていてあの結果ちゅうことはどういうことかちゅうと、お風呂がある時には3万5,000人来てても、ない時には1万人と——トータルで見てね——そういった意味で、もし7カ所のうち2カ所を残して、あと5カ所を減らすとなれば、そういったところで幾らこういったことやったとしても、やっぱり利用する人は目に見えて激減すると思うんです。

そういった現実を踏まえるならば、私は百歩譲ったとしても当分の間、入浴事業やっというて、ああいった事業がもっと大きく伸びるといふうなことをやっぱり待つべきだと、そういうふうに思います。

それで、よそでやってるからここでもうまく行くというふうに考えるのは、私ちょっと甘いんじゃないのかと。こういった事業に携わってる市役所の元職員に聞いてみますと老人センターを活性化するというのは、もう昔からの課題であってなかなかそれができていない。

その中に入浴事業があってそれが一つの柱としてやってることによって多くの利用者が来ると、そしていろんな場で交流ができて、それが介護のよくすることにつながっているというふうに言うならば、やっぱりこれをなくすということは、もうちょっと慎重に考えて当分の間は残していくべきだと。そういうふうに私としては思っております。

以上です。

中村圭一委員長

ありがとうございました。

それでは陳情について、協議した結果を私のほうから申し上げたいと思います。

今、尼寺委員から言われたように入浴事業については、介護予防事業の一環としてきちんと位置づけて、今後も継続すべきという御意見もございましたが、委員会の総意として入浴事業にかわる魅力ある介護予防事業や、地域の交流の場となるような事業をしっかりと行っていただきたい。

また、それに対しては利用者の声やニーズを把握して、充実した事業を展開していただきたい。

また、入浴事業を統合——7カ所を2カ所にするということで地域の不公平感の解消に知恵を絞って今後も取り組んでいただきたい。

以上3点、委員会として要望をさせていただきます。

鳥栖市議会委員会条例第 29 条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 村 圭 一

